

共  
通  
事  
項

經  
濟  
學  
研  
究  
科

法  
學  
研  
究  
科

文  
學  
研  
究  
科

經  
營  
學  
研  
究  
科

商  
學  
研  
究  
科

大  
學  
院  
關  
係  
諸  
規  
程

大  
學  
院  
施  
設  
案  
內

# 專修大学大学院關係諸規程



## 専修大学大学院関係諸規程

専修大学大学院学則	354
専修大学学位規程	369
専修大学大学院商学研究科修士課程学期末修了に関する取扱内規	378
専修大学学生の交換留学に関する規程	379
専修大学学生の中期留学に関する規程	381
専修大学大学院奨学生規程	383
専修大学交換留学奨学生規程	387
専修大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程	389
専修大学大学院科目等履修生の取扱いに関する規程	391
専修大学大学院科目等履修生（履修証明プログラム）の取扱いに関する規程	394
専修大学大学院聴講生の取扱いに関する規程	397
専修大学大学院委託生の取扱いに関する規程	399
専修大学大学院研究生の取扱いに関する規程	401
専修大学大学院特別聴講生の取扱いに関する規程	403
専修大学大学院任期制助手に関する規程	405
専修大学課程博士論文刊行助成取扱要領	407



# 専修大学大学院関係諸規程

## 専修大学大学院学則

(昭和27年4月1日)  
制 定

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 研究科の組織及び目的（第5条・第5条の2）
- 第3章 教育課程（第5条の3—第6条の11）
- 第4章 課程修了の認定（第7条—第10条の2）
- 第5章 学位授与（第11条・第12条）
- 第6章 教職課程（第13条）
- 第7章 学年、学期及び休日（第14条—第16条）
- 第8章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍等（第17条—第30条）
- 第9章 入学検定料及び入学金、授業料等（第31条—第35条）
- 第10章 奨学生（第36条）
- 第11章 教員組織（第37条・第37条の2）
- 第12章 運営組織（第38条—第45条）
- 第13章 収容定員（第46条）
- 第14章 研究指導施設（第47条）
- 第15章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、外国人留学生及び研究生（第48条—第52条の2）
- 第16章 厚生施設（第53条）
- 第17章 賞罰（第54条・第55条）
- 第18章 学則の変更（第56条）

### 附則

#### 第1章 総則

（本大学院の目的）

**第1条** 本大学院は、本大学の目的及び使命に基づき、学問の自由を尊重し、学術の理論及び応用を教授研究し、その精深を究めて、人類文化の発展に寄与することを目的とする。

（自己点検及び評価）

**第1条の2** 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

3 本大学院は、第1項の点検及び評価の結果について、本大学以外の者による検証を求めることができる。

(課程)

**第2条** 本大学院の課程は、博士課程とする。

2 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

3 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を修士課程として取り扱う。

4 この学則において、前項の前期2年の課程を修士課程といい、後期3年の課程を博士後期課程という。

(課程の目的)

**第3条** 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、2年を超えるものとするができる。

3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導（第5条の3の研究指導のうち当該修士課程に関するものをいう。）を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(最長在学年限)

**第4条** 本大学院における最長在学年限は、修士課程にあつては4年とし、博士後期課程にあつては6年とする。ただし、修士課程の標準修業年限が、1年以上2年未満の場合にあつては2年とし、4年の場合にあつては6年とする。

## 第2章 研究科の組織及び目的

(研究科及び専攻の設置)

第5条 本大学院に、次に掲げる研究科及び専攻を置く。

研 究 科	修 士 課 程	博 士 後 期 課 程
経 済 学 研 究 科	経 済 学 専 攻	経 済 学 専 攻
法 学 研 究 科	法 学 専 攻	民 事 法 学 専 攻
		公 法 学 専 攻
文 学 研 究 科	日 本 語 日 本 文 学 専 攻	日 本 語 日 本 文 学 専 攻
	英 語 英 米 文 学 専 攻	英 語 英 米 文 学 専 攻
	哲 学 専 攻	哲 学 専 攻
	歴 史 学 専 攻	歴 史 学 専 攻
	地 理 学 専 攻	地 理 学 専 攻
	社 会 学 専 攻	社 会 学 専 攻
	心 理 学 専 攻	心 理 学 専 攻
	ジャーナリズム学専攻	
経 営 学 研 究 科	経 営 学 専 攻	経 営 学 専 攻
商 学 研 究 科	商 学 専 攻	商 学 専 攻
	会 計 学 専 攻	会 計 学 専 攻

(研究科の教育研究上の目的)

第5条の2 本大学院の研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 経済学研究科は、経済学の分野で、高度の専門的知識及び能力を有する高度の専門職業人、多様に発展する社会の様々な分野で活躍する高度で知的素養のある人材並びに創造性豊かで確かな教育能力を有する大学教員その他の研究者を養成することを目的とする。
- (2) 法学研究科修士課程は、法的創造性豊かな研究者等並びに研究能力及び教育能力を兼ね備えた大学教員、卓越した法的専門知識及び能力を有する高度の専門職業人並びに知識基盤社会を多様に支える法的考え方に習熟した知的人材を養成することを目的とし、博士後期課程は、修士課程及び法科大学院等専門職大学院における教育を基盤として、高度の専門知識及び能力を備え、国際社会における貢献に資するとともに、国際競争力を有する研究教育に優れた大学教員、研究者等を養成することを目的とする。
- (3) 文学研究科は、創造性豊かな研究能力及び開発能力を有するとともに、多様な分野の研究機関及び教育機関の中核を担う研究者、優れた研究能力及び教育能力を兼ね備えた大学教員、高度の専門知識及び能力を身に付けた専門職業人並びに知識基盤社会を多様に支える知的で深い教養のある人材を養成することを目的とする。
- (4) 経営学研究科は、経営学及び情報管理の分野において、創造性豊かな研究能力を有

する研究者等、確かな教育能力を兼ね備える大学教員並びにこれらの分野に関する卓越した専門知識及び能力を有する高度の専門職業人を養成することを目的とする。

- (5) 商学研究科は、商学及び会計学に関する基礎理論及び幅広い教養の基礎の上に、高度の専門的知識及び能力を有する高度の専門職業人、知識基盤社会を支える人材並びに研究能力及び教育能力を有する大学教員を養成することを目的とする。

### 第3章 教育課程

(編成)

**第5条の3** 本大学院は、本大学院、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに、学位論文及び特定の課題についての研究の成果の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び履修方法等)

**第6条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

- 2 授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習又はこれらの併用によって行うものとする。

- 3 各研究科における授業科目及び履修方法等は、別表第1に掲げるとおりとする。

(単位の互換等)

**第6条の2** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、次に掲げる単位を、それぞれ15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- (1) 学生が本大学院と協定を締結した他の大学院（外国にあっては、これに相当する高等教育研究機関を含む。）の授業科目又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定による特別の課程を履修し、修得した単位
- (2) 学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）において修得した単位（科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。）

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の研究科等の授業科目で修得した単位の認定)

**第6条の3** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の研究科又は学部の授業科目を履修し、修得した単位を、課程修了に必要な単位として認定することができる。

**第6条の4** 削除

(夜間等の研究指導)

**第6条の5** 本大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

**第6条の6** 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識・能力の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

(試験の方法及び時期)

**第6条の7** 試験は、履修した授業科目について、筆記又は口述により行うものとする。ただし、論文の提出その他の方法により行うことができる。

2 試験は、学年末又は学期末に行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(受験の要件)

**第6条の8** 試験は、履修した授業科目でなければ、受けることができない。

2 学費を納入しない者は、試験を受けることができない。

3 休学又は停学の期間中は、試験を受けることができない。

(成績評価)

**第6条の9** 成績評価は、100点を満点とし、60点以上を合格とし、60点未満を不合格とする。

2 前項の場合において、成績評価の区分は、90点以上をS、85点以上90点未満をA+、80点以上85点未満をA、75点以上80点未満をB+、70点以上75点未満をB、65点以上70点未満をC+、60点以上65点未満をC、60点未満をFとする。

3 前項の成績評価の区分に応じてグレード・ポイントを付与し、グレード・ポイント・アベレージ (GPA) を算出する。この場合において、グレード・ポイントは、Sを4.0、A+を3.5、Aを3.0、B+を2.5、Bを2.0、C+を1.5、Cを1.0、Fを0.0とする。

4 第1項の規定にかかわらず、認定により授与される単位の成績評価は、認定 (N) とすることができる。この場合において、グレード・ポイントは付与せず、グレード・ポイント・アベレージ (GPA) の算出対象としない。

(成績評価基準等の明示等)

**第6条の10** 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 本大学院は、学修の成果、学位論文及び第7条第1項の規定により修士課程の修了要件となる特定の課題についての研究の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

**第6条の11** 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に努めるものとする。

2 前項の目的を達成するため、本大学院にファカルティ・ディベロップメント委員会を置く。

3 ファカルティ・ディベロップメントに関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 課程修了の認定

(修士課程の修了要件等)

**第7条** 修士課程の修了の要件は、修士課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める研

究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の認定には、その研究に必要な1か国語以上の外国語によく通じていることを条件とする。

3 第1項の特定の課題についての研究の成果の内容及びその審査に関し必要な事項は、研究科委員会が別に定める。

(在学期間の短縮)

**第7条の2** 本大学院は、第6条の2第1項第2号の単位を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本大学院の修士課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件等)

**第8条** 博士課程の修了の要件は、博士課程に、修士課程における在学期間に3年を加えた期間(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

2 第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士後期課程の修了の要件については、修士課程における在学期間に3年を加えた期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、第18条第2号イからオまでの入学資格により博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士後期課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、当該研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 第1項又は前項の認定には、その条件として必要な2か国語以上の外国語に通じていることが要請される。

(試験)

**第9条** 第7条第1項並びに前条第1項及び第3項の試験は、学位論文を中心として、これに関連のある授業科目について行う。

(審査等の期日)

**第10条** 修士の学位論文及び第7条第1項の規定により修士課程の修了要件となる特定

の課題についての研究の成果の審査及び試験は、2月末日までに行う。

2 博士の学位論文の審査及び試験は、論文受理後1年以内に行う。

(課程修了の時期)

**第10条の2** 課程修了の時期は、学年末とする。ただし、本大学院の認めた者に対しては、学期末とすることができる。

2 前項ただし書に規定する学期末修了の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

### 第5章 学位授与

(学位の授与)

**第11条** 本大学院において、各研究科の課程修了の認定を得た者には、次の学位を授与する。

経済学研究科

修士(経済学)

博士(経済学)

法学研究科

修士(法学)

博士(法学)

文学研究科

修士(文学)

修士(哲学)

修士(歴史学)

修士(地理学)

修士(社会学)

修士(心理学)

修士(ジャーナリズム学)

博士(文学)

博士(哲学)

博士(歴史学)

博士(地理学)

博士(社会学)

博士(心理学)

経営学研究科

修士(経営学)

修士(情報管理)

博士(経営学)

博士(情報管理)

商学研究科

修士(商学)

博士(商学)

(博士課程を経ない者の学位の授与)

**第12条** 本大学は、博士課程を経ることなくして博士の学位論文を提出する者に、博士課程における学位授与の方法に準じて学位を授与する。

### 第6章 教職課程

(設置等)

**第13条** 各研究科の専攻に応じて、修士課程に中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状授与の所要資格を得させるための課程を置く。

2 前項の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員の免許状の種類	免許教科
経済学研究科	経済学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
法学研究科	法学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
文学研究科	日本語日本文学専攻	中学校教諭専修免許状	国語
		高等学校教諭専修免許状	国語
	英語英米文学専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語
	哲学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
	歴史学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	地理学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	地理歴史
	社会学専攻	中学校教諭専修免許状	社会
		高等学校教諭専修免許状	公民
心理学専攻	高等学校教諭専修免許状	公民	
経営学研究科	経営学専攻	高等学校教諭専修免許状	情報
		高等学校教諭専修免許状	商業
商学研究科	商学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業
	会計学専攻	高等学校教諭専修免許状	商業

### 第7章 学年、学期及び休日

(学年の始期及び終期)

**第14条** 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(学期の区分)

**第15条** 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(定期休業日及び臨時休業日)

**第16条** 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日
  - (3) 大学記念日 10月30日
  - (4) 夏期休業 7月下旬から9月下旬までの間で、学長が別に定める期間
  - (5) 冬期休業 12月下旬から翌年1月初旬までの間で、学長が別に定める期間
  - (6) 春期休業 2月初旬から3月下旬までの間で、学長が別に定める期間
- 2 休業日の変更又は臨時の休業日については、その都度公示する。
- 3 学長は、必要がある場合は、休業日若しくは休業期間を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第8章 入学、転学、留学、休学、退学、除籍等

(入学の時期)

**第17条** 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

**第18条** 本大学院に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、本大学院が行う所定の試験に合格したものとす。

(1) 修士課程

ア 大学を卒業した者

イ 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

ウ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

エ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

オ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

カ 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

キ 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

ク 文部科学大臣の指定した者

ケ 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

コ 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の

学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(2) 博士後期課程

ア 修士の学位又は専門職学位を有する者

イ 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

ウ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

エ 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

オ 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

カ 文部科学大臣の指定した者

キ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学の試験及び選考)

**第19条** 入学を志願する者は、所定の試験又はこれに代わる選考（以下「入学の選考」という。）を受けなければならない。

2 入学志願者については、その志望する研究科の専攻分野に入学するために必要な学力の考査を行う。

3 入学の選考は、研究科委員会が定める方法により、学力及び人物の判定に基づいて行う。

(転学の許可)

**第20条** 本大学院は、他の大学院から転学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、前条の入学の選考に準ずる考査を経て入学を許可することができる。

(入学志願者の手続)

**第21条** 入学を志願する者は、入学願書その他の出願書類に入学検定料を添えて、指定期日までに、本大学院に提出しなければならない。

(入学手続)

**第22条** 入学を許可された者は、指定期日までに、本大学院に所定の入学手続書類を提出し、入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 入学の手続を終えた者には、学生証（身分証明書）を交付する。

(留学)

**第23条** 本大学院が教育研究上有益と認めるときは、学生は、本大学院が協定を締結した外国の大学の大学院（これに相当する高等教育研究機関を含む。）に留学することができる。

2 前項の規定による留学の期間は、1年を限度として修業年限に含めることができる。

3 留学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(休学)

**第24条** 学生が疾病その他やむを得ない事由により長期にわたり欠席しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

(休学の期間)

**第 25 条** 休学の期間は、当該学年限りとする。ただし、特別の事情がある場合には、学長は、引き続き休学を許可することができる。

2 休学は、通算して2か年を超えることができない。

(復学)

**第 26 条** 休学した学生は、その事由がやんだときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けて復学することができる。

2 復学の時期は、学年の始めとする。

(休学期間の在学年数への不算入)

**第 27 条** 休学期間は、在学年数に算入しない。

(退学)

**第 28 条** 学生が疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(再入学)

**第 29 条** 退学した者が再入学を希望するときは、その理由を付して、保証人連署の上、学長に願い出てその許可を受けて再入学することができる。

2 再入学の時期は、学年の始めとする。

(除籍)

**第 30 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

- (1) 指定された期限までに当該年度の履修すべき授業科目登録を行わない者その他本大学院で修学する意志がないと認められた者
- (2) 指定された期限までに授業料その他の学費を納入しない者
- (3) 在学年数を超過した者

**第 9 章** 入学検定料及び入学金、授業料等

(入学検定料及び入学金、授業料その他の学費)

**第 31 条** 入学検定料及び入学金、授業料その他の学費は、別表第 2 に掲げるとおりとする。

(学費の納入)

**第 32 条** 入学金、授業料その他の学費は、本大学院の定める期間内にそれぞれ納入しなければならない。

(休学者の学費)

**第 33 条** 休学者の学費は、別に定める。

(既納の学費の不返還)

**第 34 条** 既に納入した授業料その他の学費は、返還しない。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

(実験・実習費等の徴収)

**第 35 条** 必要に応じて、実験・実習費等を徴収することがある。

## 第10章 奨学生

(奨学生制度)

第36条 本大学院に、奨学生を置くことができる。

2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 教員組織

(授業及び研究指導の担当教員)

第37条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院の教育研究上の目的を達成するため、教員の適切な役割分担及び連携体制を確保することにより組織的な教育が行われるよう留意するものとし、本大学専任の教授、准教授又は講師がこれを担当する。ただし、特別の事情がある場合には、客員教員又は兼任講師に担当させることができる。

2 本大学院の任期を定めて任用する教員及び客員教員に関し必要な事項は、別に定める。

(任期制助手)

第37条の2 本大学院は、期間を定めて任用する任期制助手を置くことができる。

2 本大学院の期間を定めて任用する任期制助手に関し必要な事項は、別に定める。

## 第12章 運営組織

(大学院委員会及び研究科委員会の設置)

第38条 本大学院に大学院委員会を置き、各研究科に研究科委員会を置く。

(大学院委員会の構成員)

第39条 大学院委員会は、学長、各研究科長及び各研究科委員1名をもって構成する。

(大学院委員会の委員長)

第40条 大学院委員会の委員長は、学長とする。

(大学院委員会の審議事項)

第41条 大学院委員会は、本大学院の各研究科に関する共通の重要事項を審議する。

(研究科委員会の構成員)

第42条 研究科委員会は、各研究科の委員である専任教員をもって構成する。

(研究科長)

第43条 研究科委員会の長は、研究科長とし、研究科委員のうちから選出する。

(研究科長の任期)

第44条 研究科長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(研究科委員会の審議事項等)

第45条 研究科委員会は、学長が教育研究に関する決定を行うに当たり、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了その他学生の在籍に関すること。
- (2) 試験に関すること。
- (3) 学位論文及び第7条第1項に規定する修士課程の修了要件となる特定の課題についての研究の成果の審査に関すること。
- (4) 学生の指導及び賞罰に関すること。
- (5) 教育課程に関すること。
- (6) 授業科目担当者に関すること。
- (7) 学則及び規程の改廃に関すること。

- (8) 自己点検・評価に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めたこと。
- 2 研究科委員会は、前項に規定するもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

### 第13章 収容定員

(収容定員)

第46条 本大学院における各研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程		博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
経済学研究科	経済学専攻	25	50	3	9
法学研究科	法学専攻	25	50		
	民事法学専攻			3	9
	公法学専攻			3	9
文学研究科	日本語日本文学専攻	10	20	3	9
	英語英米文学専攻	5	10	2	6
	哲学専攻	5	10	2	6
	歴史学専攻	10	20	5	15
	地理学専攻	5	10	3	9
	社会学専攻	5	10	3	9
	心理学専攻	10	20	3	9
	ジャーナリズム学専攻	5	10		
経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9
商学研究科	商学専攻	10	20	2	6
	会計学専攻	15	30	2	6
計		150	300	37	111

### 第14章 研究指導施設

(研究指導施設の利用)

第47条 研究指導施設については、本大学の研究諸施設及び図書館を学生に利用させて研究の便宜を図る。

第15章 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、外国人留学生及び研究生  
(科目等履修生)

第48条 本大学院は、本大学院の学生以外の者が単位を修得する目的で本大学院の授業科目の履修を希望するときは、正規学生の学修を妨げない限り、各研究科においてその学力を考査の上、科目等履修生として許可することができる。

(聴講生)

第48条の2 本大学院は、本大学院の授業科目の聴講を希望する者がいるときは、正規学生の学修を妨げない限り、各研究科においてその学力を考査の上、聴講生として許可することができる。

(特別聴講生)

**第 49 条** 本大学院は、本大学院と協定を締結した他の大学院の学生が本大学院の授業科目の履修を希望するときは、特別聴講生として許可することができる。

(委託生)

**第 49 条の 2** 本大学院は、公共団体その他の機関等からの委託によって本大学院の授業科目の聴講を希望する者があるときは、各研究科においてその学力を審査の上、委託生として許可することができる。

(外国人留学生)

**第 50 条** 第 18 条の規定にかかわらず、本大学院は、外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者又はこれに準ずる者が本大学院へ入学を希望するときは、各研究科においてその学力を審査の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定による入学の許可を受けようとする者は、必要な書類のほか、日本に在住して、教育研究に従事することが適法であることを証明する外国政府その他の官公署の証明書を提出しなければならない。

(研究生)

**第 51 条** 本大学院は、本大学院において研究指導を受けることを希望する者があるときは、正規学生の研究指導を妨げない限り、各研究科においてその学力を審査の上、研究生として許可することができる。

2 研究生の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者
- (2) 修士課程を修了した者
- (3) 博士後期課程の所定の単位を修得し、退学した者

(科目等履修生等の取扱い)

**第 52 条** 科目等履修生、聴講生、特別聴講生、委託生、外国人留学生及び研究生の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(学部学生の履修の許可)

**第 52 条の 2** 本大学院は、本大学の学部学生が本大学院の正規の単位を修得することを目的として特定の授業科目の履修を願い出た場合には、各研究科においてその学力を審査の上、これを許可することができる。

2 本大学の学部学生の大学院授業科目の履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 厚生施設

(厚生施設の利用)

**第 53 条** 本大学院の学生は、本大学の厚生施設を利用することができる。

## 第 17 章 賞罰

(処分)

**第 54 条** 本学則又は諸規程に違反した者その他学生としての本分に反した者は、その軽重に応じて、けん責、停学又は退学に処する。

(退学処分)

**第 55 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、退学を命ずる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者
- (2) 学力劣等であって研究能力がなく、成業の見込みがないと認めた者
- (3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

#### **第 18 章** 学則の変更

(学則の変更)

**第 56 条** 本学則の変更は、研究科委員会及び大学院委員会の議を経て学長が行う。

#### **附 則**

本学則は、昭和 27 年 4 月 1 日から施行する。

[中 略]

本学則は、平成 28 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、平成 30 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、平成 31 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、令和 2 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、令和 3 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、令和 4 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、令和 5 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、令和 6 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、令和 7 年 4 月 1 日から改正施行する。

本学則は、令和 8 年 4 月 1 日から改正施行する。

別表第 1 (第 6 条関係) [省略]

別表第 2 (第 31 条関係) [省略]

# 専修大学学位規程

(昭和53年4月20日  
制 定)

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 修士の学位（第7条—第12条）
- 第3章 博士の学位（第13条—第35条）
- 第4章 専門職学位（第35条の2）
- 第5章 学位の取消し、その他（第36条—第40条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

**第1条** この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第1項及び第2項並びに学位規則（昭和28年文部省令第9号）並びに専修大学学則、専修大学大学院学則及び専修大学専門職大学院学則に基づき、専修大学（以下「本大学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定めることを目的とする。

#### （学位）

**第2条** 本大学において授与する学位は、学士、修士及び博士並びに専門職学位とし、それぞれ別表第1から別表第4までのとおりとする。

2 専門職学位に付する専攻分野の名称は、法務博士（専門職）とする。

#### （学士の学位）

**第3条** 学士の学位は、大学卒業の要件を満たした者に授与するものとする。

#### （修士の学位）

**第4条** 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与するものとする。

#### （博士の学位）

**第5条** 博士の学位は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を有する者に授与するものとする。

#### （専門職学位）

**第5条の2** 専門職学位は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与するものとする。

#### （学位の名称）

**第6条** 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、「(専修大学)」を付記するものとする。

### 第2章 修士の学位

#### （学位授与の要件）

**第7条** 修士の学位は、本大学の大学院（以下「本大学院」という。）の修士課程に2年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

る。

2 前項の場合において、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(学位請求論文の提出)

**第8条** 修士の学位請求論文は1編とし、修士課程の在学年限内に指導教授を通じて当該研究科委員会に提出するものとする。

2 前項の学位請求論文は、3部を提出するものとする。

(学位請求論文の審査)

**第9条** 修士の学位請求論文の審査は、当該研究科委員会の定める審査委員によって行うものとする。

2 審査委員は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連する授業科目担当教員を副査とする。ただし、必要あるときは、本大学院の他の研究科又は学部の教員を副査とすることができる。

(最終試験)

**第10条** 最終試験は、当該研究科委員会の定めにより、学位請求論文を中心とした試問の方法によって行うものとする。

(学位請求論文の審査期間)

**第11条** 修士の学位請求論文の審査並びに最終試験は、学位請求論文を提出されてから、おおむね3か月以内に終了するものとする。

(審査の報告)

**第12条** 修士の学位請求論文の審査並びに最終試験の結果は、当該研究科委員会の議を経た後、研究科長が学長に報告するものとする。

### 第3章 博士の学位

(学位授与の要件)

**第13条** 博士の学位は、本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、博士課程所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位請求論文を提出して、その審査及び最終試験に合格した者に授与するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項に規定する博士の学位は、本大学院の課程を経ない者であっても、この規程の定めるところにより、学位請求論文を提出して、その審査に合格し、かつ、専攻学術及び外国語に関し、本大学院の課程を修了して学位を授与される者と同等以上の学識を有すると認められた場合に限り、その者に対しこれを授与することができる。

(課程による者の学位請求論文の提出)

**第14条** 前条第1項の規定により学位を請求することができる者は、当該研究科委員会が専修大学大学院学則で定める修了の期日までに修了できると認められた者で、同日まで在籍する見込みがあるものとする。

2 学位請求論文の提出は所定の学位申請願に、学位請求論文1編3部及び論文要旨3部を添え、指導教授を通じて、当該研究科委員会に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

3 前項の学位請求論文は、製本したもの3部を提出するものとする。

4 学位を請求することができる期間は、本大学院の博士後期課程に入学した時から9年以内とし、休学期間は、これに含めないものとする。この場合において、学位請求論文は、在学期間中に提出するものとする。

(課程を経ない者の学位請求論文の提出)

**第15条** 第13条第2項により学位を請求しようとする者は、所定の学位申請願に筆答試問を受けようとする外国語を記載し、学位請求論文1編3部、論文要旨3部及び論文目録3通を添え、その請求する学位の種類を指定して、学長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が再入学しないで博士の学位を請求しようとする場合は、前項の規定により取り扱うものとする。

3 前条第3項の規定は、この条の規定により提出する学位請求論文の部数について準用する。

(課程による者の学位請求論文の受理)

**第16条** 第14条第1項に規定する学位請求論文の受理の可否は、当該研究科委員会で決定する。

2 学長は、前項の規定により当該学位請求論文の受理に関する議決により受理を決定した当該研究科委員会に、審査を付託するものとする。

(課程を経ない者の学位請求論文の受理)

**第17条** 第15条第1項及び第2項の規定による学位請求論文の提出があったときは、学長は、当該学位請求論文の専攻分野に係る研究科委員会に付託して、これを受理するかどうかを諮らなければならない。

2 学長は、前項の規定により学位請求論文を受理したときは、その学位の種類に応じ、当該研究科委員会に審査を付託するものとする。

3 第1項の規定により学位請求論文を受理したときは、学位請求論文の提出者にその旨を通知するものとする。

4 一旦受理した学位請求論文等は、返還しない。

(学位審査料の納付)

**第18条** 前条の規定により学位請求論文が受理された者は、次に掲げる区分に応じた学位審査料を納付しなければならない。

(1) 本大学院の博士課程の教育課程を修了した者で学位請求論文を提出しないで退学したもの 50,000円

(2) 本大学の学士又は本大学院の修士の学位を与えられた者で、前号に掲げる者以外のもの 100,000円

(3) 前2号のいずれにも該当しない者 150,000円

(4) 本大学の専任教職員である者 50,000円

(学位審査料の返還の不可)

**第19条** 前条の規定により一旦納付した学位審査料は、返還しない。

(審査資料の請求)

**第20条** 学位請求論文の審査に当たって、必要と認めるときは、当該論文の参考論文、訳本、模型又は標本その他の資料の提出を求めることができる。

(課程による者の審査委員会)

**第21条** 第16条第2項の規定により学位請求論文の審査を付託された研究科委員会は、学位請求論文の審査を行うため、審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会の構成は、指導教授を主査とし、当該学位請求論文に関連のある授業科目担当教員のうちから指名する2名以上の副査を加えて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該研

究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部の教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(課程を経ない者の審査委員会)

**第22条** 第17条第2項の規定により学位請求論文の審査を付託された研究科委員会は、学位請求論文の審査及び学識の認定を行うため、審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会の構成は、当該研究科委員会が選定する当該学位請求論文に関連のある科目担当の教員から、主査1名及び副査2名以上を加えて行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部の教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(最終試験)

**第23条** 第13条第1項に規定する最終試験は、当該審査委員会が学位請求論文を中心として、これに関連ある授業科目にわたり口頭試問により行うが、筆答試問を併せて行うことができる。

(学識の確認)

**第24条** 第13条第2項に規定する学識の認定のために行う試問は、口頭試問により行うものとする。ただし、研究科委員会が必要と認めたときは、筆答試問を併せて行うことができる。

2 前項の筆答試問委員の決定について必要があるときは、当該研究科委員会の議を経て、当該研究科の客員教員、兼任講師、他の研究科若しくは学部の教員又は他大学の大学院、学部若しくは研究所等の教員等の協力を得ることができる。

3 審査委員会が、第1項の規定にかかわらず、学位請求者の学位請求論文以外の業績、学位の種類又は学位請求論文の性格に応じ、筆答試問及び口頭試問を行う必要がないと認めたときは、当該研究科委員会の議決により、その経歴及び業績の審査をもってこれに代えることができる。

(筆答試問の方法)

**第25条** 前条第1項に規定する筆答試問の方法は、次のとおりとする。

(1) 学位請求論文を中心として広く専攻学術に関連する科目に関すること。

(2) 外国語に関すること。

2 前項第2号の筆答試問は、2か国語以上を課することとする。ただし、研究科委員会が特別の事由があると認めたときは、1か国語のみとすることができる。

(筆答試問の免除)

**第26条** 第15条第2項の規定による学位請求者が退学してから6年以内に学位請求論文を提出し、受理されたときは、当該研究科委員会の議決により、筆答試問を免除することができる。

(課程を経ない者の学位請求の却下)

**第27条** 学位請求論文を受理した場合であっても、審査委員会が学位請求者について第13条第2項に規定する学識がないことを確認したときは、当該研究科委員会の議決により、学位請求論文の審査を省略し、直ちに学位授与の請求を却下することができる。

(学位請求論文の審査期間)

**第28条** 学位請求論文の審査は、当該学位請求論文を受理した日から、1年以内に終了するものとする。ただし、第13条第2項に規定する者については、当該研究科委員会の議決により、その期間を延長することができる。

(審査委員会の審査報告)

**第29条** 審査委員会は、学位請求論文の審査及び最終試験又は口頭試問の終了後、速やかに、学位請求論文の内容の要旨、審査の要旨、最終試験又は口頭試問の結果の要旨及びその成績に、学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科委員会に、文書をもって報告するものとする。

2 審査委員会は、前項の報告をした後、学位請求論文及び同項に規定する審査報告書を当該研究科委員会の委員の閲覧に供するため、1か月の期間を置くものとする。

3 審査委員会が学位請求論文の審査の結果その内容が学位を授与するのに値しないと認めたとときは、最終試験又は口頭試問を行わないことができる。この場合、第1項に規定する審査報告書に評価に関する意見を記載することを要しない。

(研究科委員会の審議・議決)

**第30条** 当該研究科委員会は、前条の報告に基づき審議のうえ、学位を授与すべきか否かを投票により議決するものとする。

2 前項に規定する議決を行うには、当該研究科委員会構成員総数の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

3 議決の方法は、無記名投票によるものとする。

(研究科長の報告)

**第31条** 当該研究科委員会が前条に規定する議決をしたときは、当該研究科長は、学位請求論文とともに学位請求者の氏名・学位請求論文の内容、その学位請求論文審査の結果の要旨、最終試験の結果及び口頭試問の結果を添え、議決の結果を文書で、学長に報告するものとする。

(学位記の交付)

**第32条** 学長は、前条に規定する研究科委員会の報告に基づき、学位の授与を受ける適格性を有するとされた学位請求者に対し、別に定める様式の学位記を交付するものとする。

2 学位の授与を受ける適格性がないとされた学位請求者に対しては、その旨を通知する。

(学位論文要旨の公表)

**第33条** 博士の学位を授与したときは、本大学は、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネット利用により公表するものとする。

(学位論文の印刷・公表)

**第34条** 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与した日から1年以内に「専修大学審査学位論文」と明記して、当該学位論文の全文を公表するものとする。ただし、学位の授与を受ける前に既に公表しているときは、この限りでない。

2 博士の学位を授与された者は、前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合には、本大学の承認を受けて、当該学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを「専修大学審査学位論文の要旨」と明記して、公表することができる。この場合において、本大学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 前2項の規定により公表する場合は、インターネットの利用により行うものとする。「専修大学審査学位論文の要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の報告)

**第35条** 本大学は、この規程の定めるところにより博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に別記様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

## 第4章 専門職学位

(学位授与の要件)

**第35条の2** 法務博士（専門職）の学位は、法学未修者にあつては、法科大学院に3年以上在学し、授業科目及び単位数を修得し、かつ評価の基準に達した者、又は法学既修者にあつては、2年以上在学し、授業科目及び単位数を修得し、かつ評価の基準に達した者で、法科大学院教授会の議を経て学長が修了を認定したものに授与するものとする。

## 第5章 学位の取消し、その他

(学位の取消し)

**第36条** 学位を授与された者が、次の各号の一に該当するときは、学長は、当該研究科委員会の議決に基づき、学位の授与を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。
  - (2) 名誉を汚す行為があったとき。
- 2 当該研究科委員会において前項の議決を行う場合は、第30条第2項及び第3項の規定を準用する。

(学位論文の保存)

**第37条** この規程の定めるところにより、審査をし、学位を授与した学位論文の原本は、本大学図書館において保存するものとする。

(学位記の再交付)

**第38条** 学位記はやむを得ない特別の事由があると認められる場合のほかは再交付をしない。

- 2 再交付を受けようとする者は、所定の手続きを経て学長に願い出るものとする。

(学位記の様式)

**第39条** 学位記の様式は、様式第1号から様式第5号までのとおりとする。

(規程の改廃)

**第40条** この規程の改廃は、学部長会、大学院委員会及び法科大学院運営委員会の議を経て、学長が行うものとする。ただし、学士の学位に関する条項については各学部教授会、修士及び博士の学位に関する条項については各研究科委員会、専門職学位に関する条項については法科大学院教授会の議を経るものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、昭和53年4月20日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。
- 2 この規程の制定に伴い、論文提出による博士の学位授与に関する規程（昭和43年4月1日制定）、大学院修士課程の在学年限並びに学位論文取扱規程（昭和35年6月2日制定）及び大学院博士課程の在学年限並びに学位論文取扱規程（昭和35年6月2日制定）は、廃止する。
- 3 前項に規定する学位論文に関する旧規程により提出された学位論文の取扱いについては、この規程により提出されたものと見做す。
- 4 第14条第4項に規定する「9年」は、従前、本大学院に在学し、この規程施行以前に退学した者が提出する学位論文については「16年」と読み替えるものとする。

(中 略)

## 附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この規程は、平成14年6月11日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 本大学院に入学した者、若しくはすでに教育課程を修了し、学位請求論文を提出しないで退学した者に対するこの規程の適用と、それに伴う経過措置は、次のとおりとする。
  - (1) 平成8年度以降に本大学院博士後期課程に入学した者は、この規程を適用する。
  - (2) 平成7年度以前に本大学院博士後期課程に入学した者は、この規程の施行にかかわらず平成16年3月31日までは、なお従前の例による。
- 3 この規程の改正に伴い「論文提出による博士の学位審査手数料規程（昭和44年4月1日制定）」は、廃止する。

**附 則**

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成18年7月24日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成20年3月12日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正前の第2条第3項第2号の修士（計量経済学）の学位に関する規定は、改正後の第2条第3項の規定にかかわらず、当該専攻分野に在学する者が当該専攻分野に在学しなくなるまでの間、なおその効力を有する。

**附 則**

この規程は、平成25年7月18日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の第14条第1項及び第4項並びに第15条第2項及び第3項の規定は、平成28年度以後に本大学院の博士後期課程に入学した者について適用し、平成27年度以前に同課程に入学した者については、なお従前の例による。

**附 則**

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、様式中の元号を改めるものとし、令和元年5月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

学 部	学 科	学 位 (専攻分野)	
		和 文	英 文
経済学部	現代経済学科	学士 (経済学)	Bachelor of Economics
	生活環境経済学科	学士 (経済学)	Bachelor of Economics
	国際経済学科	学士 (経済学)	Bachelor of Economics
法学部	法律学科	学士 (法学)	Bachelor of Laws
	政治学科	学士 (政治学)	Bachelor of Politics
経営学部	経営学科	学士 (経営学)	Bachelor of Business Administration
	ビジネスデザイン学科	学士 (経営学)	Bachelor of Business Administration
商学部	マーケティング学科	学士 (商学)	Bachelor of Commerce
	会計学科	学士 (商学)	Bachelor of Commerce
文学部	日本文学文化学科	学士 (文学)	Bachelor of Arts, Japanese Literature
	英語英米文学科	学士 (文学)	Bachelor of Arts, English
	哲学科	学士 (文学)	Bachelor of Arts, Philosophy
	歴史学科	学士 (文学)	Bachelor of Arts, History
	環境地理学科	学士 (文学)	Bachelor of Arts, Geography
	ジャーナリズム学科	学士 (ジャーナリズム学)	Bachelor of Journalism
ネットワーク情報学部	ネットワーク情報学科	学士 (情報学)	Bachelor of Network and Information
人間科学部	心理学科	学士 (心理学)	Bachelor of Arts, Psychology
	社会学科	学士 (社会学)	Bachelor of Arts, Sociology
国際コミュニケーション学部	日本語学科	学士 (文学)	Bachelor of Arts
	異文化コミュニケーション学科	学士 (言語文化)	Bachelor of Arts in Language and Culture Studies

別表第2 (第2条関係)

研 究 科	専 攻	学 位 (専攻分野)	
		和 文	英 文
経済学研究科	経済学専攻	修士 (経済学)	Master of Economics
法学研究科	法学専攻	修士 (法学)	Master of Law
文学研究科	日本語日本文学専攻	修士 (文学)	Master of Literature
	英語英米文学専攻	修士 (文学)	Master of Literature
	哲学専攻	修士 (哲学)	Master of Philosophy
	歴史学専攻	修士 (歴史学)	Master of History
	地理学専攻	修士 (地理学)	Master of Geography
	社会学専攻	修士 (社会学)	Master of Sociology
	心理学専攻	修士 (心理学)	Master of Psychology
経営学研究科	経営学専攻	修士 (経営学)	Master of Business Administration
		修士 (情報管理)	Master of Information Management
商学研究科	商学専攻	修士 (商学)	Master of Commerce
	会計学専攻	修士 (商学)	Master of Commerce

別表第3 (第2条関係)

研究科	専攻	学位 (専攻分野)	
		和文	英文
経済学研究科	経済学専攻	博士 (経済学)	Doctor of Economics
法学研究科	民事法学専攻	博士 (法学)	Doctor of Law
	公法学専攻	博士 (法学)	Doctor of Law
文学研究科	日本語日本文学専攻	博士 (文学)	Doctor of Literature
	英語英米文学専攻	博士 (文学)	Doctor of Literature
	哲学専攻	博士 (哲学)	Doctor of Philosophy
	歴史学専攻	博士 (歴史学)	Doctor of History
	地理学専攻	博士 (地理学)	Doctor of Geography
	社会学専攻	博士 (社会学)	Doctor of Sociology
	心理学専攻	博士 (心理学)	Doctor of Psychology
経営学研究科	経営学専攻	博士 (経営学)	Doctor of Business Administration
		博士 (情報管理)	Doctor of Information Management
商学研究科	商学専攻	博士 (商学)	Doctor of Commerce
	会計学専攻	博士 (商学)	Doctor of Commerce

別表第4 (第2条関係)

研究科	専攻	学位 (専攻分野)	
		和文	英文
法務研究科	法務専攻	法務博士 (専門職)	Doctor of Legal Affairs (Professional)

様式 [省略]

# 専修大学大学院商学研究科修士課程学期末修了に関する取扱内規

(平成29年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この内規は、専修大学大学院学則第10条の2第2項の規定に基づき、商学研究科修士課程における学期末修了（以下「学期末修了」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(学期末修了の要件)

**第2条** 学期末修了は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者について行うものとする。

- (1) 修了に必要な所定の単位を修得することができず、又は学位請求論文を提出することができず、修業年限を超えて在籍している者であること。
- (2) 学期末修了を希望する年度の前期において、修了に必要な所定の単位を修得することができ、かつ、必要な研究指導を受けた上で学位請求論文を提出してその審査及び最終試験に合格することができる者であること。
- (3) 所定の学費を納めている者であること。
- (4) 学期末修了をするための所定の手続をするとともに、その許可を得た者であること。

(学期末修了の申請手続)

**第3条** 学期末修了を希望する者は、指導教授の許可の下、学期末修了を希望する年度の前年度の1月31日までに、保証人と連署の上、学期末修了願書によって申請しなければならない。

(学期末修了の申請の取下げ手続)

**第4条** 前条の規定による申請をした者が当該申請を取下げの場合には、指導教授の許可の下、当該年度の5月31日までに、保証人と連署の上、学期末修了申請取下げ書によって申請しなければならない。

(学期末修了の許可)

**第5条** 学期末修了の許可は、商学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の議を経て学長が行う。

- 2 修了発表日前に研究科委員会を開催することができない場合には、前項の規定にかかわらず、商学研究科長及び商学研究科運営委員会委員長の確認をもって、研究科委員会の議に代えることができるものとする。この場合において、商学研究科長及び商学研究科運営委員会委員長は、当該確認の内容について、直近に開催される研究科委員会で追認を得なければならない。

(学期末修了の期日)

**第6条** 学期末修了の期日は、9月20日とする。

(事務所管)

**第7条** この内規に関する事務は、大学院事務部大学院事務課が所管する。

(内規の改廃)

**第8条** この内規の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成29年4月1日から施行する。

## 専修大学学生の交換留学に関する規程

(昭和61年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学学則（以下「学則」という。）第26条第3項及び専修大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第23条第3項の規定に基づき、専修大学国際交流センターが交換留学プログラムにより主催する専修大学（以下「本大学」という。）の学生の交換留学に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において「交換留学」とは、本大学の学生が本大学と外国の大学（大学に相当する高等教育研究機関を含む。以下同じ。）との交流協定に基づき、本大学の許可を得て外国の大学で交換留学生として就学することをいう。

(種類)

**第3条** 交換留学の種類は、次のとおりとする。

- (1) 長期交換留学
- (2) セメスター交換留学

(応募資格)

**第4条** 交換留学（以下「留学」という。）に応募することができる者は、留学の出発時において本大学に1年以上在学し、かつ、所定の成績を修めている者でなければならない。ただし、大学院の学生は、この限りでない。

(応募の手続)

**第5条** 留学を希望する者は、留学許可願に所定の書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(許可)

**第6条** 留学の許可は、国際交流センター委員会で審査し、教授会又は大学院研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

(留学期間及びその取扱い)

**第7条** 長期交換留学の留学期間は、1学年を限度とし、その期間は修業年限に含めるものとする。

- 2 長期交換留学の留学期間は、延長することができない。ただし、学長が教育研究上特に有益であると認める場合には、1学年を限度としてこれを延長することができる。
- 3 前項ただし書の規定により延長された留学期間（以下「長期交換留学の留学延長期間」という。）は、休学として取り扱うものとする。

**第8条** セメスター交換留学の留学期間は、1学期担当期間を限度とし、その期間は修業年限に含めるものとする。

- 2 セメスター交換留学の留学期間は、延長することができない。

(終了の手続)

**第9条** 留学を終えた者は、帰国の日から20日以内に留学報告書を学長に提出しなければならない。

(修得単位の認定)

**第10条** 第7条及び第8条の留学期間（長期交換留学の留学延長期間を除く。）中に修得した単位は、教授会又は大学院研究科委員会の議を経て認定することができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、学部によっては学則第5条の3第3項、大学院によっては大学院学則第6条の2の定めるところによる。

(卒業及び課程修了)

**第11条** 前条の単位認定によって卒業又は課程修了の要件を備えた者は、留学期間終了時の年度に卒業し、又は修了することができる。

(帰国後の履修科目の登録)

**第12条** 帰国後の履修科目の登録は、特別措置として履修登録期間外においても行うことができる。この場合において、履修届未了者の取扱内規に定める手数料5,000円は、徴収しない。

2 留学出発年度に履修の登録をした科目であって、前項の規定により登録をしたものは、帰国した年度において引き続き履修することができるものとする。

3 第1項に規定する履修科目の登録は、指定された期限までに完了しなければならない。(許可の取消し)

**第13条** 学長は、第6条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、留学先大学と協議の上、国際交流センター委員会の審査及び教授会又は大学院研究科委員会の議を経て、その許可を取り消すことができる。

(1) 誓約書に定める事項に違反したとき。

(2) 学生査証が与えられないとき。

(3) 傷病その他やむを得ない理由により留学を続けることができないとき。

2 前項の規定により留学の許可を取り消された者は、その取消しに伴い必要とされる措置については、本大学の指示に従って行うものとする。

(事務の所管)

**第14条** この規程による留学の事務取扱所管は、学長室国際交流事務課とする。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、国際交流センター委員会において審議し、教授会及び大学院研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

**附 則**

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成15年8月7日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年3月8日から施行する。

**附 則**

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 専修大学学生の中期留学に関する規程

(平成21年12月14日)  
制 定

(目的)

**第1条** この規程は、専修大学国際交流センター（以下「センター」という。）が中期留学プログラムにより主催する専修大学（以下「本大学」という。）の学生の中期留学に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「中期留学」とは、本大学の学生が本大学の許可を得て派遣先としてセンターが定めた外国の大学又は本大学がこれに相当すると認めた教育機関（以下「派遣先大学等」という。）で1学期相当期間を限度として就学することをいう。

(応募資格)

**第3条** 中期留学（以下「留学」という。）に応募することができる者は、留学の出発時において本大学に1年以上在学し、かつ、所定の成績を修めている者でなければならない。ただし、大学院の学生は、この限りでない。

(応募の手続)

**第4条** 留学を希望する者は、留学許可願に所定の書類を添付し、学長に提出しなければならない。

(許可)

**第5条** 留学の許可は、国際交流センター委員会で審査し、教授会又は大学院研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(留学期間及びその取扱い)

**第6条** 留学期間は、1学期相当期間を限度とし、在学年数に算入する。

2 留学期間は、延長することができない。

(終了の手続)

**第7条** 留学を終えた者は、帰国の日から20日以内に留学報告書を学長に提出しなければならない。

(成績評価)

**第8条** 留学を終えた者の成績評価については、別に内規で定める。

(許可の取消し)

**第9条** 学長は、第5条の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、派遣先大学等と協議の上、国際交流センター委員会の審査及び教授会又は大学院研究科委員会の議を経て、その許可を取り消すことができる。

(1) 誓約書に定める事項に違反したとき。

(2) 学生査証が与えられないとき。

(3) 傷病その他やむを得ない理由により留学を続けることができないとき。

2 前項の規定により留学の許可を取り消された者は、その取消しに伴い必要とされる措置については、本大学の指示に従って行うものとする。

(事務の所管)

**第10条** この規程による留学の事務取扱所管は、学長室国際交流事務課とする。

(改廃)

**第11条** この規程の改廃は、国際交流センター委員会において審議し、教授会及び大学院研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

この規程は、平成21年12月14日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

# 専修大学大学院奨学生規程

(昭和55年3月18日制定)

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、大学院学則第36条に基づき、学術研究の奨励と経済援助を行うことにより、有為な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学生の種類)

**第2条** 奨学生の種類は、大学院学術奨学生、博士論文支援奨学生、博士特別奨学生、大学院家計急変奨学生及び大学院災害見舞奨学生とし、大学院学術奨学生については、大学院学術奨学生（修士）及び大学院学術奨学生（博士）に区分する。

(奨学生の要件)

**第3条** 奨学生は、次の要件を備えているものでなければならない。

- (1) 大学院学術奨学生(修士) 修士課程の標準修業年限の在學生（国費外国人留學生は除く。）であって、学術・人物ともに優秀なもの
  - (2) 大学院学術奨学生(博士) 博士後期課程の標準修業年限の在學生（国費外国人留學生は除く。）であって、学術・人物ともに優秀なもの
  - (3) 博士論文支援奨学生 博士後期課程の標準修業年限の在學生であって、学位請求論文を最長在學年限内に提出するもの
  - (4) 博士特別奨学生 博士後期課程在學生であって、顕著な研究業績があったもの
  - (5) 大学院家計急変奨学生 在學生であって、家計急変により修學困難なもの
  - (6) 大学院災害見舞奨学生 在學生であって、火災、風水害などにより被災したもの
- (奨学生の員数及び期間)

**第4条** 奨学生の採用員数及び採用期間は、別表のとおりとする。

2 前項において、採用員数の配分を要する場合は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

(奨学生)

**第5条** 奨学生には、奨学金を給付する。ただし、博士論文支援奨学生については無利子貸与とし、学位請求論文を最長在學年限内に提出したものは返還を免除する。

## 第2章 大学院学術奨学生

(出願)

**第6条** 大学院学術奨学生を希望する者は、所定の奨学生願書に申請書類等を添えて、指定された期日までに提出するものとする。

(採用)

**第7条** 大学院学術奨学生の採用は、前条により出願した者について各研究科毎に第一次試験、第二次試験を行い、研究科委員会において選考し、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

(奨学金の支給)

**第8条** 奨学金の額は、授業料相当額の3分の1とし、採用時に一括支給する。

### 第3章 博士論文支援奨学生

(出願)

**第9条** 博士論文支援奨学生を希望する者は、所定の奨学生願書に指導教授の推薦書等を添えて、指定された期日までに提出するものとする。

(採用)

**第10条** 博士論文支援奨学生の採用は、前条により出願した者について研究科委員会において選考し、大学院委員会の議を経て学長が決定する。ただし、採用は1回を限度とする。

(奨学金の貸与及び返還)

**第11条** 奨学金の額、その貸与時期、貸与方法及び返還方法は、次のとおりとする。

- (1) 奨学金の額は、授業料相当額の2分の1とし、採用時に一括無利子貸与する。
- (2) 貸与の期間は最長在学年限内とし、学位請求論文を最長在学年限内に提出したものは返還を免除する。

### 第4章 博士特別奨学生

(採用)

**第12条** 博士特別奨学生の採用は、指導教授及び研究科長の推薦に基づき、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

(奨学金の支給)

**第13条** 奨学金の額、その支給時期及び支給方法は、採用時に学長が決定する。

### 第5章 大学院家計急変奨学生及び大学院災害見舞奨学生

(出願)

**第14条** 大学院家計急変奨学生を希望する者は、所定の奨学生願書に成績証明書、保証人又は本人の所得証明書及び家計急変を証明する書類を添えて提出するものとする。

2 大学院災害見舞奨学生を希望する者は、所定の奨学生願書に被災を証明する書類を添えて提出するものとする。

(採用)

**第15条** 大学院家計急変奨学生及び大学院災害見舞奨学生は、前条により出願した者について書類審査及び面接の結果に基づき、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

2 前項の書類審査及び面接は、大学院奨学生選考委員会が行う。

3 大学院奨学生選考委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(奨学金の支給)

**第16条** 奨学金の額、その支給時期及び支給方法は、次のとおりとする。

- (1) 大学院家計急変奨学生 授業料相当額以内とし、採用時に一括支給する。
- (2) 大学院災害見舞奨学生 20万円以内とし、被災の状況に応じて支給額を定め、採用時に一括支給する。

### 第6章 細則の制定

**第17条** この規程の奨学生の運営に関して必要な事項については、専修大学大学院奨学生規程細則において定める。

### 第7章 奨学生資格の喪失

**第18条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当し、奨学生として不適格と認められた場合は、奨学生としての資格を失うものとし、奨学金の支給を打切る。

- (1) 休学、退学したとき、又は除籍されたとき。

- (2) 大学院学則第54条の規定により懲戒処分を受けたとき。
- (3) 研究意欲が著しく低下したとき、又は学生としての素行が好ましくないとき。
- (4) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (5) 正当な理由なく奨学生として必要な手続を怠ったとき。

(奨学金の返還)

**第19条** 前条の規定により奨学生の資格を失った者については、既に支給した奨学金を返還させることができる。

## **第8章 規程の改廃等**

(規程の改廃)

**第20条** この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。ただし、奨学生の種類、採用員数、採用期間又は奨学金の額のいずれかを変更する場合は、理事会の承認を必要とする。

(奨学生に関する事務取扱い)

**第21条** 奨学生に関する事務は、大学院事務課が取り扱う。

### **附 則**

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行と同時に、昭和47年4月1日制定の「専修大学大学院奨学生規程」及び「専修大学大学院奨学生規程細則」(以下「旧規程等」という。)は、廃止する。
- 3 旧規程等による奨学生は、この規程に移行して適用する。

### **附 則**

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成4年4月1日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

### **附 則**

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

### **附 則**

- 1 この規程は、平成10年6月17日から施行し、平成10年4月1日から適用する。
- 2 この規程による第1種奨学生については、平成10年度入学者から適用し、平成9年度以前に採用された第1種奨学生については、なお従前の例による。

### **附 則**

この規程は、平成13年7月6日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

### **附 則**

この規程は、平成15年4月18日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

### **附 則**

この規程は、平成15年10月13日から施行する。

### **附 則**

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程による大学院学術奨学生、博士論文支援奨学生については、平成18年度入学者から適用する。
- 3 平成17年度以前入学者については、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成21年7月15日から施行し、改正後の規程は、平成21年度以後の奨学生から適用する。

別 表 (第4条)

区 分 種 類	修 士 課 程						博 士 後 期 課 程						採 用 期 間	
	経済学研究科	法学研究科	経営学研究科	商学研究科	文学研究科	計	経済学研究科	法学研究科	経営学研究科	商学研究科	文学研究科	計		
大学院学術奨学生(修士)	1年次	3	3	3	3	5	17	/	/	/	/	/	/	当該年度
	2年次	3	3	3	3	5	17	/	/	/	/	/	/	
大学院学術奨学生(博士)	1年次	/	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1	5	当該年度
	2年次	/	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1	5	
	3年次	/	/	/	/	/	/	1	1	1	1	1	5	
博士論文支援奨学生	/	/	/	/	/	/	/	各研究科を通して若干名						当該年度
博士特別奨学生	/	/	/	/	/	/	/	各研究科を通して若干名						当該年度
大学院家計急変奨学生	必要に応じて採用											当該年度		
大学院災害見舞奨学生	必要に応じて採用											当該年度		

備考：大学院学術奨学生（修士）の2年次には、標準修業年限4年の3年次及び4年次を含む。

# 専修大学交換留学奨学生規程

(昭和61年4月1日)  
制 定

(目的)

**第1条** この規程は、専修大学学則第39条第2項及び専修大学大学院学則第36条第2項の規定に基づき、学術研究を奨励し、かつ、国際交流を促進するために行う交換留学（専修大学学生の交換留学に関する規程第2条の交換留学をいう。以下同じ。）により就学する者に対する奨学金（以下「奨学金」という。）及び奨学金を受ける者（以下「交換留学奨学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(奨学金)

**第2条** 奨学金は、留学先大学に支払うべき学費の一部又は全部とする。

(採用人数及び期間)

**第3条** 交換留学奨学生の採用人数は、毎年若干名とする。

2 交換留学奨学生の採用期間は、次に掲げる期間を限度とする。

- (1) 長期交換留学にあっては、1学年相当期間
- (2) セメスター交換留学にあっては、1学期相当期間

3 交換留学奨学生の採用期間の延長は認めない。

(出願)

**第4条** 交換留学奨学生を希望する者は、学長に、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 交換留学奨学生願書
- (2) 学業成績証明書
- (3) 留学先大学が要求している語学能力試験結果
- (4) その他指定された書類

(選考)

**第5条** 前条の規定により出願した者の選考は、国際交流センター委員会が留学先大学の受入れ条件を考慮して、書類審査及び面接により行う。ただし、国際交流センター委員会が必要と認めた場合は、筆記試験を行うことができる。

(決定)

**第6条** 交換留学奨学生の決定は、前条の規定による国際交流センター委員会の選考を受けて、教授会又は大学院研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(奨学金の返還)

**第7条** 専修大学学生の交換留学に関する規程第13条の規定により交換留学の許可を取り消された者については、学長は、既に支給された奨学金の一部又は全部を所定の期日までに返還させることができる。

(事務の所管)

**第8条** この規程による交換留学奨学生の事務取扱所管は、学長室国際交流事務課とする。

(改廃)

**第9条** この規程の改廃は、国際交流センター委員会において審議し、学部長会及び大学院委員会の議を経て、学長が決定する。

**附 則**

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成14年11月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年3月8日から施行する。

# 専修大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程

(平成11年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学大学院学則第52条の2第2項の規定に基づき、専修大学（以下「本大学」という。）の学部学生が専修大学大学院（以下「本大学院」という。）における授業科目を履修することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

**第2条** 本大学院の授業科目を履修できる者は、次の各号のいずれにも該当し、かつ、研究科委員会が別に定める要件を満たす者でなければならない。

- (1) 本大学の学部の4年次に在学する者
- (2) 本大学院への進学を志望する者
- (3) 本大学院の授業科目を履修するに相応しい学力を有する者

(出願書類)

**第3条** 本大学院の授業科目の履修を希望する者は、所定の大学院授業科目履修願書により出願するものとする。

(選考)

**第4条** 本大学院の授業科目の履修を希望する者の選考は、研究科委員会が行うものとする。

- 2 前項の選考の方法及び基準は、研究科委員会が定めるものとする。

(履修範囲)

**第5条** 本大学院は、本大学院の授業科目の履修を希望する者の学部の履修状況、希望等に鑑み、教育上有益と認めるときは、15単位を超えない範囲で本大学院の授業科目を履修させることができる。

(許可)

**第6条** 本大学院の授業科目の履修の許可は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

- 2 前項で許可された者については、履修のための学費は徴収しないものとする。

(履修手続)

**第7条** 履修を許可された者は、所定の期日までに履修届を提出しなければならない。

- 2 履修の手続は、学年又は学期の始めとし、許可された学年又は学期に限るものとする。
- 3 履修の手続を完了した者には、履修許可証を交付する。

(修得単位の条件)

**第8条** 履修を許可された者が修得できる単位数は、15単位を超えない範囲とする。

2 履修することができる授業科目は、研究科委員会が定めるものとする。

(試験及び単位修得の認定)

**第9条** 履修した授業科目について、試験を受け、合格したときは、所定の単位を認定する。

2 前項の試験に合格した者には、単位修得証明書及び学業成績証明書を交付する。

3 試験及び単位については、学則第6条の6、第6条の7、第6条の8第1項及び第6条の9の規定を準用する。

(修得単位の取扱い)

**第10条** 前条の規定により単位を修得した者が本大学院に進学した後は、既修得単位として認定することができる。

(事務所管)

**第11条** この規程に関する事務は、大学院事務部大学院事務課の所管とする。

(規程の改廃)

**第12条** この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

#### 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

## 専修大学大学院科目等履修生の取扱いに関する規程

(平成11年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学大学院学則（以下「学則」という。）第52条の規定に基づき、専修大学大学院（以下「本大学院」という。）における科目等履修生の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(募集人員)

**第2条** 科目等履修生の募集人員は若干名とする。

(授業科目)

**第3条** 科目等履修生の履修を認める授業科目は、開設科目のうちから、研究科委員会が定める。

(出願資格)

**第4条** 本大学院の修士課程における授業科目の履修の出願資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

2 本大学院の博士後期課程における授業科目の履修の出願資格は、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

(入学の時期及び修学期間)

**第5条** 科目等履修生の入学の時期は、学年又は学期の始めとし、その修学期間は、入学を許可した学年又は学期に限るものとする。ただし、引き続き科目等履修生として入学を希望する場合は、1年又は半期を限度として認めることができる。

(単位数)

**第6条** 入学を許可した年度において、科目等履修生の履修を許可する授業科目の単位数の上限は、12単位とする。

(出願手続)

**第7条** 科目等履修生の出願手続は、指定の期日までに所定の出願書類に選考料を添え、願い出るものとする。ただし、前年度に引き続き入学を希望する場合は、選考料を免除することができる。

2 前項の出願書類は、募集要項に定める。

3 修学期間を終了した者が再び科目等履修生として入学を希望する場合は、改めて出願手続を行うものとする。ただし、前年度に引き続き入学を希望する場合は、出願書類の一部を省略することができる。

(選考)

**第8条** 科目等履修生の選考は、書類審査及び面接により行うものとする。ただし、必要に応じて筆記試験を課す場合もある。

(入学許可)

**第9条** 科目等履修生の入学許可は、正規学生の教育研究に支障のない範囲において、

研究科委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

(入学手続及び履修料等)

**第10条** 科目等履修生の入学手続は、登録料及び履修料を指定する期日までに納入し、所定の手続書類を指定する期日までに提出することにより完了する。ただし、第5条ただし書の規定により入学を許可した者の当該年度又は当該学期における登録料は、これを免除する。

2 選考料、登録料及び履修料は、別表に定めるとおりとする。

3 いったん納入した登録料及び履修料は、返還しない。

(科目等履修生証の交付)

**第11条** 入学手続を完了した者には、科目等履修生証を交付する。

(所属研究科)

**第12条** 科目等履修生の所属は、出願時に登録した研究科(専攻)とする。

(単位の授与)

**第13条** 科目等履修生が履修した授業科目について、試験を受け、合格したときは、所定の単位を与える。

2 科目等履修生が、学則第18条の規定により入学した場合には、学則第6条の2に定める単位として認定することができる。

(証明書の発行及び手数料)

**第14条** 科目等履修生に対しては、願い出により、科目等履修生単位修得証明書を発行する。

2 証明書発行に関する手数料は、本大学院に在学中は正規学生の取扱いに準じ、その者の修学期間終了後においては、本大学院の修了者の取扱いに準ずる。

(学則の規定の準用)

**第15条** 科目等履修生には、この規程に定めるもののほか、学則の規定を準用する。

(事務所管)

**第16条** この規程に関する事務は、大学院事務部大学院事務課の所管とする。

(施行細則)

**第17条** この規程の施行に関し必要な事項は、別に細則をもって定める。

(規程の改廃)

**第18条** この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

## 附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別 表（第10条関係）

	金 額
選 考 料	20,000円
登 録 料	20,000円
履 修 料	1単位につき 15,000円

備考 修学期間が前期又は後期いずれかの場合は、登録料を2分の1とする。

## 専修大学大学院科目等履修生（履修証明プログラム）の取扱いに関する規程

（令和7年4月1日）  
制 定

（趣旨等）

**第1条** この規程は、専修大学大学院学則（以下「学則」という。）第52条の規定に基づき、専修大学大学院（以下「本大学院」という。）における科目等履修生のうち履修証明プログラムの受講生（以下「受講生」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、受講生の取扱いについては、学則の定めるところによる。

（履修証明プログラム）

**第2条** 本大学院が開設する履修証明プログラムは、別に定める。

（募集人数）

**第3条** 受講生の募集人数は、履修証明プログラムごとに定める。

（出願資格）

**第4条** 受講生の出願資格を有する者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、外国籍の者で就労資格を持たないものは、出願することができない。

2 前項に規定するもののほか、受講生の出願資格は、履修証明プログラムごとに定める。

（出願手続）

**第5条** 受講生の出願は、選考料を納付の上、募集要項で定める出願書類により、指定された期日までに行うものとする。

2 修学期間を終了した者が第13条ただし書の規定により引き続き受講生として修学を希望する場合は、改めて出願手続を行うものとする。この場合において、出願書類の一部の提出を省略することができる。

（選考）

**第6条** 受講生の選考は、書類審査及び面接により行うものとする。ただし、必要に応じて、筆記試験を課すことができる。

（許可）

**第7条** 受講生の履修の許可は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

（登録手続）

**第8条** 前条の許可を受けた者は、指定された期日までに、登録料及び受講料・履修料を納付し、所定の手続書類を提出することにより、受講生としての登録手続を完了するものとする。

2 前項の登録手続を完了した者には、履修証明プログラム受講生証を交付する。

(所属研究科)

**第9条** 受講生の所属は、当該履修証明プログラムを開設する研究科（専攻）とする。

(修了要件)

**第10条** 履修証明プログラムの修了要件は、6単位以上の単位を修得することとする。

(履修科目)

**第11条** 受講生の履修を認める授業科目は、開設する授業科目のうちから、研究科委員会が定める。

(履修単位数の上限)

**第12条** 受講生として履修の許可を受けた年度における履修単位数の上限は、12単位とする。

(修学期間)

**第13条** 受講生の修学期間は、履修の許可を受けた学年又は学期とする。ただし、受講生が当該修学期間に修了要件を満たすことができなかった場合で、引き続き受講生として修学を希望するときは、1年又は半期を限度に修学期間を延長することができる。

(単位の授与)

**第14条** 受講生に対しては、履修した授業科目における成績評価の方法に従い評価し、合格したときは、所定の単位を与える。

2 受講生が、学則第18条の規定により本大学院に入学した場合は、前項の単位を学則第6条の2第1項の規定に基づき、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位として認定することができる。

(証明書の発行及び手数料)

**第15条** 履修証明プログラムの修了要件を満たす単位を修得した受講生に対しては、願い出により、履修証明書を発行する。

2 単位を修得した受講生に対しては、願い出により、科目等履修生単位修得証明書を発行する。

3 証明書発行の手数料は、本大学院に在学中の場合にあっては正規学生の取扱いと同様とし、修学期間終了後の場合にあっては本大学院の修了者の取扱いと同様とする。

(選考料、登録料及び受講料・履修料)

**第16条** 受講生の選考料、登録料及び受講料・履修料は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、第13条ただし書の規定により修学期間を延長した場合は、選考料及び登録料を免除することができる。

3 既に納付した選考料、登録料及び受講料・履修料は、理由のいかんを問わず返還しない。

(委任)

**第17条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(事務所管)

**第18条** この規程に関する事務は、大学院事務部大学院事務課の所管とする。

(規程の改廃)

**第19条** この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

**附 則**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

**別 表 (第16条関係)**

	金 額
選考料	20,000 円
登録料	20,000 円
受講料・履修料	90,000 円又は1単位につき 15,000 円

備考 修学期間が前期又は後期のいずれかである場合は、登録料を2分の1に相当する額とする。

## 専修大学大学院聴講生の取扱いに関する規程

(平成12年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学大学院学則第52条の規定に基づき専修大学大学院（以下「大学院」という。）の聴講生の取扱いに関し必要な事項を定める。

(許可範囲)

**第2条** 聴講生は、大学院の正規学生の教育に支障を来さない範囲内において、聴講生として許可するものとする。

(定義)

**第3条** 聴講生は、大学院が設置する学科目の一部について、修学を許可された者をいう。

(資格)

**第4条** 聴講生は、修士課程にあっては大学卒業又はこれと同等以上の学力があると認められた者、博士課程にあっては修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願)

**第5条** 聴講生を希望する者は、次に掲げる書類に選考料を添えて出願するものとする。

- (1) 聴講生願書
- (2) 出身大学（出身大学院）の卒業（修了）証明書及び成績証明書
- (3) 健康診断書

(選考方法)

**第6条** 聴講生の選考は、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 書類選考
- (2) 筆記試験及び面接試験（いずれかの試験を省くことができる。）
- 2 筆記試験及び面接試験は、聴講しようとする学科目ごとに行うものとする。
- 3 選考については、聴講生を受け入れる研究科の研究科委員会（以下「委員会」という。）が当たるものとする。

(許可)

**第7条** 聴講生の許可は、委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

(登録手続)

**第8条** 聴講生の登録は、年度始めに限ってこれを許可するものとする。

- 2 聴講生として許可された者は、登録料及び聴講料を指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 聴講生が当該年度を超えて引き続き同一学科目の聴講を許可されたときは、選考料及び登録料は徴収しないものとする。
- 4 登録手続を完了した者には、聴講生証を交付する。

(選考料、登録料及び聴講料)

**第9条** 聴講生の選考料、登録料及び聴講料は、別表に定めるとおりとする。

(在籍期間)

**第10条** 聴講生の在籍期間は、1年間を原則とし、2年間を限度とする。

2 許可を受けてから1年を超えて引き続き同一学科目の聴講を希望するときは、改めて許可を受けなければならない。

(聴講制限)

**第11条** 聴講生が聴講することができる学科目は、1年を通じて12単位相当分以内とする。

2 聴講は、聴講する年度に開講する学科目についてのみ許可するものとする。

3 聴講する学科目は、複数の研究科(専攻)にわたってこれを聴講することはできない。

4 聴講生が聴講した学科目については、単位認定は行わないものとする。

(証明書の交付)

**第12条** 聴講生が聴講した学科目について証明書の交付を願い出た場合は、受講証明書を交付する。

(登録取消)

**第13条** 聴講生が専修大学の秩序を乱すと認められたとき、又は疾病その他の事由により聴講の見込みがないと認められたときは登録を取り消すことがある。この場合において、いったん納入した選考料、登録料及び聴講料は返還しない。

(準用)

**第14条** 聴講生については、この規程に定めるもののほか、専修大学大学院学則の規定を準用する。

(補則)

**第15条** この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、専修大学大学院聴講生及び委託生の取扱いに関する規程(昭和51年4月19日制定)は、廃止する。

#### 別 表 (第9条関係)

	金 額
選 考 料	10,000円
登 録 料	10,000円
聴講料(4単位相当分)	20,000円 (年額)

備考 実習料を伴う場合は、別途徴収することができる。

# 専修大学大学院委託生の取扱いに関する規程

(平成12年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学大学院学則第52条の規定に基づき専修大学大学院（以下「大学院」という。）の委託生（国内留学生を含む。以下同じ。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(許可範囲)

**第2条** 委託生は、大学院の正規学生の教育に支障を来さない範囲内において、委託生として許可するものとする。

(定義)

**第3条** 委託生は、公共団体その他の機関等からの委託により、大学院が設置する学科目の一部について、修学を許可された者をいう。

(資格)

**第4条** 委託生は、修士課程にあっては大学卒業又はこれと同等以上の学力があると認められた者、博士課程にあっては修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(出願)

**第5条** 委託生を希望する者は、次に掲げる書類に選考料を添えて出願するものとする。

- (1) 委託生願書
- (2) 委託機関からの委託書
- (3) 出身大学（出身大学院）の卒業（修了）証明書
- (4) 健康診断書

(選考方法)

**第6条** 委託生の選考は、次に定める方法により行うものとする。

- (1) 書類選考
- (2) 筆記試験及び面接試験（いずれかの試験を省くことができる。）
- 2 筆記試験及び面接試験は、聴講しようとする学科目ごとに行うものとする。
- 3 選考については、委託生を受け入れる研究科の研究科委員会（以下「委員会」という。）が当たるものとする。

(許可)

**第7条** 委託生の許可は、委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

(登録手続)

**第8条** 委託生の登録は、年度始めに限ってこれを許可するものとする。ただし、事情により年度の途中においても登録を許可することがある。

- 2 委託生として許可された者は、登録料及び聴講料を指定された期日までに納入しなければならない。
- 3 委託生が当該年度を超えて引き続き同一学科目の聴講を許可されたときは、選考料及び登録料は徴収しないものとする。

4 登録手続を完了した者には、委託生証を交付する。

(選考料、登録料及び聴講料)

**第9条** 委託生の選考料、登録料及び聴講料は、別表に定めるとおりとする。

(在籍期間)

**第10条** 委託生の在籍期間は、1年間を原則とし、2年間を限度とする。

2 許可を受けてから1年を超えて引き続き同一学科目の聴講を希望するときは、改めて許可を受けなければならない。

(聴講制限)

**第11条** 委託生が聴講することができる学科目は、1年を通じて12単位相当分以内とする。

2 聴講は、聴講する年度に開講する学科目についてのみ許可するものとする。

3 聴講する学科目は、複数の研究科(専攻)にわたってこれを聴講することはできない。

4 委託生が聴講した学科目については、単位認定は行わないものとする。

(証明書の交付)

**第12条** 委託生が聴講した学科目について証明書の交付を願い出た場合は、受講証明書を交付する。

(登録取消)

**第13条** 委託生が専修大学の秩序を乱すと認められたとき、又は疾病その他の事由により聴講の見込みがないと認められたときは登録を取り消すことがある。この場合において、いったん納入した選考料、登録料及び聴講料は返還しない。

(準用)

**第14条** 委託生については、この規程に定めるもののほか、専修大学大学院学則の規定を準用する。

(補則)

**第15条** この規程の改廃は、各研究科委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

#### 附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、専修大学大学院聴講生及び委託生の取扱いに関する規程(昭和51年4月19日制定)は、廃止する。

#### 別 表 (第9条関係)

	金 額
選 考 料	5,000円
登 録 料	5,000円
聴講料(4単位相当分)	2,500円 (月額)

備考 (1) 聴講料は、3・4・8・9の4ヵ月については徴収しない。

(2) 国内留学生については、選考料は徴収しない。

(3) 実習料を伴う場合は、別途徴収することができる。

## 専修大学大学院研究生の取扱いに関する規程

(平成2年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学大学院学則（以下「学則」という。）第52条に基づき、専修大学大学院（以下「本大学院」という。）における研究生の取扱いについて、必要な事項を定める。

(出願資格)

**第2条** 研究生を希望する者は、次の各号の一に該当する資格を有する者とする。

- (1) 学則第18条に定める資格を有する者
- (2) 研究科委員会において、前号に該当する者と同等以上の資格があると認められた者

(出願)

**第3条** 研究生を希望する者は、次に掲げる書類に、別表に定める選考料を添えて出願するものとする。ただし、前年度に引き続き入学を希望する場合は、登録料及び選考料を免除することができる。

- (1) 研究生願書（本大学院所定の用紙）
- (2) 研究計画書
- (3) 履歴書及び業績書
- (4) 最終出身学校の卒業証明書及び成績証明書
- (5) 大学院在籍期間証明書及び単位修得証明書
- (6) 日本語能力認定書（外国人留学生のみ）
- (7) 外国人登録済証明書又はパスポートの写し（外国人留学生のみ）

2 前項第2号の研究計画書には、研究課題についての研究経過及び入学後の研究計画を記載しなければならない。

(選考)

**第4条** 研究生の選考は、前条第1項各号に定める書類及び面接の結果に基づき研究科委員会が行う。

2 前項の面接は、研究生が希望する指導教授及び研究課題に関連する教員により行う。

(入学許可)

**第5条** 研究生の入学許可は、正規学生の教育研究に支障のない範囲において、研究科委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

(登録手続)

**第6条** 研究生の登録の時期は、学年又は学期の始めとする。

2 研究生として許可された者は、別表に定める登録料及び研究指導料を指定された期日までに納入しなければならない。

3 登録手続を完了した者には、研究生証を交付する。

(研究指導期間)

**第7条** 研究指導期間は、入学を許可した学年又は学期に限るものとする。ただし、引き続き研究生として入学を希望する場合は、1年又は半期を限度として認めることができる。

(科目の履修)

**第8条** 指導教授が必要と認められた場合は、研究科委員会の議を経て研究生に本大学院の授業科目の一部を受講させることができる。

(研究報告書)

**第9条** 研究生は、研究指導期間が終了するまでに研究報告書を指導教授に提出しなければならない。

(指導所見)

**第10条** 指導教授は、研究指導期間の終了時に、研究生に対する指導所見を研究科委員会に報告するものとする。

(証明書)

**第11条** 研究科委員会は、研究生の申請により在学期間証明書を交付する。

(登録取消)

**第12条** 疾病その他の事由により、研究継続の見込みがないと認められた者に対しては、研究科委員会の議を経て登録を取り消すことがある。ただし、いったん納入された登録料は返還しない。

(学則の規定の準用)

**第13条** 研究生には、この規程に定めるもののほか、学則の規定を準用する。

(事務所管)

**第14条** この規程に関する事務は、大学院事務部大学院事務課の所管とする。

(規程の改廃)

**第15条** この規程の改廃は、研究科委員会の発議により、大学院委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

#### 附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

#### 別 表 (第3条、第6条関係)

	金 額
選 考 料	20,000円
登 録 料	70,000円
研 究 指 導 料	72,000円

- 備考 1) 研究指導期間が前期又は後期いずれかの場合は、登録料及び研究指導料を2分の1とする。
- 2) 本大学の大学を卒業した者、大学院修士課程を修了した者及び博士後期課程の所定単位を修得した者は、登録料を免除する。
- 3) 本大学院博士後期課程において、所定単位を修得した者の研究指導料は、30,000円とする。

## 専修大学大学院特別聴講生の取扱いに関する規程

(令和8年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学大学院学則第52条の規定に基づき、専修大学大学院（以下「本大学院」という。）における特別聴講生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において「特別聴講生」とは、専修大学（以下「本学」という。）と協定（国際交流協定等の国外の大学と締結する協定を含む。以下同じ。）を締結した他の大学の大学院に在籍する者であって、本大学院の授業科目の履修を許可されたものをいう。

(出願資格)

**第3条** 特別聴講生の出願資格を有する者は、本学と協定を締結した他の大学の大学院に在籍する者であって、本大学院の授業科目の履修を希望するものとする。

(出願手続)

**第4条** 特別聴講生の出願は、本学と各協定校との協定で定める出願書類により、指定された期日までに行うものとする。

(選考)

**第5条** 特別聴講生の選考は、書類審査により行うものとする。

2 前項の選考は、特別聴講生を受け入れる研究科の研究科委員会が行うものとする。

(許可)

**第6条** 学長は、前条の選考の結果に基づき、国内の大学の大学院に在籍する者にあつては研究科委員会の議を経て、国外の大学の大学院に在籍する者にあつては研究科委員会及び大学院委員会の議を経て、正規学生の教育に支障を来さない範囲において、特別聴講生としての履修の許可を行うものとする。

(登録手続)

**第7条** 前条の許可を受けた者は、指定された期日までに、本学と各協定校との協定で定める聴講手数料を納付し、所定の手続書類を提出することにより、特別聴講生としての登録手続を完了するものとする。

2 前項の登録手続を完了した者には、特別聴講生証を交付する。

(受入期間)

**第8条** 特別聴講生の受入期間は、1年間とする。ただし、受入れに際し特段の条件がある場合は、この限りでない。

(履修科目)

**第9条** 特別聴講生が履修することができる授業科目は、履修する年度に開講する授業科目に限るものとする。

2 特別聴講生が受入期間に履修することができる授業科目の数は、本学と各協定校との協定で定めるところにより、取り扱うものとする。

3 特別聴講生は、複数の研究科（専攻）にわたって授業科目を履修することはできない。  
（成績評価）

**第10条** 特別聴講生が履修した授業科目は、成績を評価するものとする。

2 前項の規定により評価した成績は、当該特別聴講生の在籍する大学に通知するものとする。

（登録の取消し）

**第11条** 学長は、特別聴講生が本大学院の秩序を乱すと認められたとき、又は疾病その他の事由により履修の継続が困難と認められたときは、特別聴講生の登録の許可を取り消すことができる。

（その他の取扱い）

**第12条** この規程に定めのない特別聴講生の取扱いについては、本学と各協定校との協定の定めるところによる。

（事務所管）

**第13条** この規程に関する事務は、大学院事務部大学院事務課の所管とする。

（規程の改廃）

**第14条** この規程の改廃は、大学院委員会及び研究科委員会の議を経て学長が行う。

## 附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に特別聴講生である者は、この規程の規定により履修を許可された特別聴講生とみなす。

## 専修大学大学院任期制助手に関する規程

(平成15年4月1日)  
制 定

(趣旨)

**第1条** この規程は、専修大学大学院（以下「本大学院」という。）における任期制助手（期間を定めて任用する助手をいう。以下「助手」という。）の任用等について必要な事項を定めるものとする。

(任用)

**第2条** 助手の任用は、その者を第7条の職務に従事させることにより研究者としての資質の向上を推進し、もって専修大学の博士学位を取得させるために行うものとする。

(有資格者)

**第3条** 助手の資格を有する者は、本大学院の博士後期課程に在学している者で、3年次以上5年次以内のものとする。

(任用委員会の設置)

**第4条** 次に掲げる事項を審議する機関として、学長の下に、専修大学大学院任期制助手任用委員会（以下「任用委員会」という。）を設置する。

- (1) 任用候補者の選考基準（各研究科委員会が助手の資格を有する者のうちから任用候補者を選考し、その推薦順位を決定するための基準をいう。）
- (2) 任用候補者の優先順位（各研究科委員会の任用候補者の推薦順位を基にして決定する本大学院全体における任用候補者の優先順位をいう。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、任用委員会が必要があると認める事項

(任用手続)

**第5条** 助手の任用は、学長が推薦する任用候補者のうちから、学校法人専修大学（以下「本法人」という。）の理事長（以下「理事長」という。）がこれを行う。

- 2 学長は、前項に規定する任用候補者の推薦に当たっては、任用委員会の優先順位に基づく任用候補者について大学院委員会の議を経てこれを決定するものとする。
- 3 助手の任用人数は10名を上限とし、その決定に当たっては、学長は、事前に本法人の理事長と協議するものとする。

(任期)

**第6条** 助手の任用期間は、1年とする。

- 2 前項の任用期間は、任用委員会がやむを得ない事由があると認めた場合には、これを更新することができるものとする。ただし、通算して2年を超えることはできない。

(職務)

**第7条** 助手の職務は、研究科委員会の定める指導教授の下で専攻科目の研究等を効果的に推進する業務とする。

- 2 研究科長は、学部長及び指導教授と協議の上、助手にその専攻科目に関して、教育上の補助（大学院及び学部の授業科目の講義、演習及び実習の補助をいう。）及び研究上の補助をさせることができる。

(研究の成果の報告及び学位請求論文の提出の義務)

**第8条** 助手は、任用期間中1回以上、当該研究の成果を指導教授を通じて研究科長に報告しなければならない。

2 助手は、その任用期間内に学位請求論文(課程博士)の提出を行わなければならない。  
(兼職の禁止)

**第9条** 助手は、常勤の職に就くことはできない。ただし、学長に願い出て、認められた場合はこの限りでない。

(契約)

**第10条** 助手の契約は、当該助手と本法人との間で、別に定める所定の様式により行うものとする。

(給与その他の待遇)

**第11条** 助手の給与その他の待遇については、別に定める。

(補則)

**第12条** この規程に定めがあるもののほか、助手の選考方法、指導方針その他必要な事項については、大学院委員会が定める。

(規程の改廃)

**第13条** この規程の改廃は、大学院委員会において審議し、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

#### 附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成15年8月7日から施行し、平成15年6月20日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成16年12月14日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成18年12月25日から施行し、平成18年11月1日から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成20年1月8日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、平成20年度以後において任用する助手の任用から適用する。

#### 附 則

この規程は、平成25年1月7日から施行する。

# 専修大学課程博士論文刊行助成取扱要領

(昭和57年4月1日)  
制 定

(目的)

**第1条** この制定は、専修大学大学院博士後期課程を修了し、課程博士の学位を授与された者で、当該論文を公表刊行するものに対し、助成を行うことを目的とする。

(申請手続)

**第2条** 刊行助成の申請手続は、助成願書に刊行計画書（別記様式）を添付して、学位を授与された日から3箇月を超えない範囲内において学長が指定した日までに、学長に申請するものとする。

(刊行助成費及び刊行部数)

**第3条** 刊行助成費は、刊行するに必要な直接出版費の3分の2以内とし、100万円を限度とする。

2 直接出版費は、組版代、製版代、印刷代、用紙代及び製本代とし、編集、校正料等の付帯経費は含まない。

3 刊行部数は、500部を限度とする。

(決定)

**第4条** 刊行助成の決定は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

(刊行)

**第5条** 刊行は、課程博士の学位を授与された翌年度までに完了するものとする。

2 刊行は、原則として専修大学出版局に委託する。

3 刊行図書には、この制度による刊行図書であることを明記しなければならない。

(刊行助成費の支払)

**第6条** 刊行助成費の支払は、大学が直接出版業者に対して行う。

(事務所管)

**第7条** この刊行助成に関する事務は、大学院事務課の所管とする。

(改廃)

**第8条** この取扱要領の改廃は、大学院委員会の意見を徴し、学長が行う。

**附 則**

この要領は、昭和57年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この要領は、平成13年7月6日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成20年2月23日から施行する。

様式 略

共  
通  
事  
項

經  
濟  
學  
研  
究  
科

法  
學  
研  
究  
科

文  
學  
研  
究  
科

經  
營  
學  
研  
究  
科

商  
學  
研  
究  
科

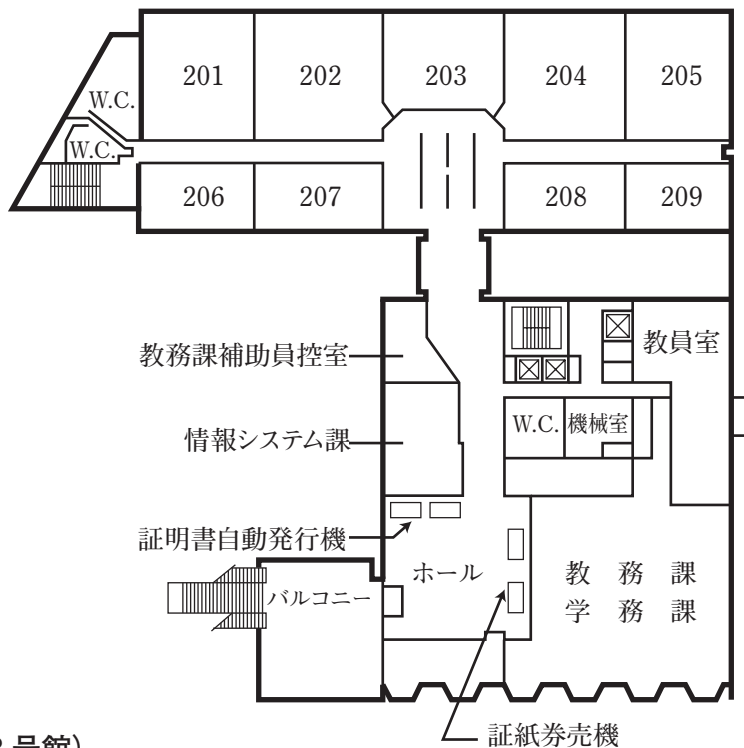
大  
學  
院  
關  
係  
諸  
規  
程

大  
學  
院  
施  
設  
案  
內

# 大 學 院 施 設 案 內

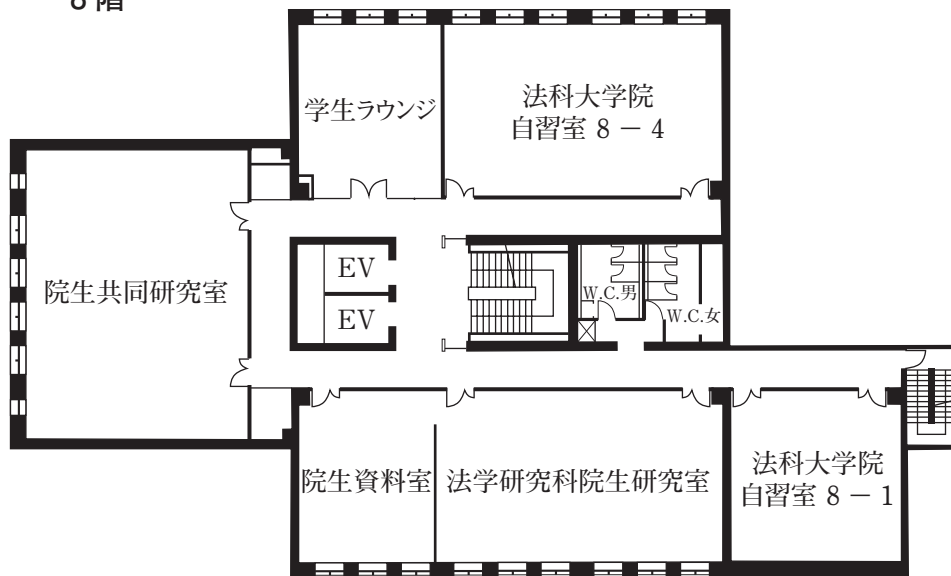
# 大学院施設案内

## 神田校舎（1・2号館）2階



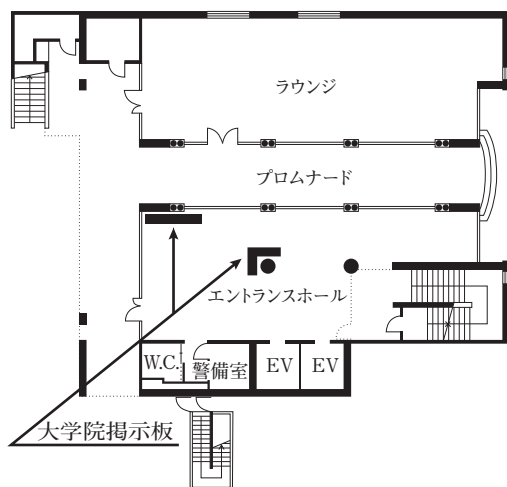
## 神田校舎（8号館）

### 8階

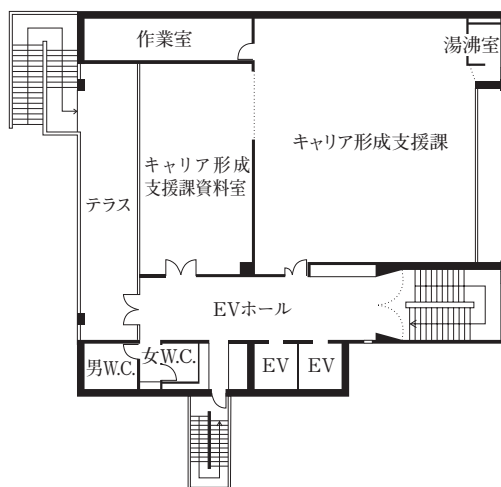


# 神田校舎大学院棟(7号館)

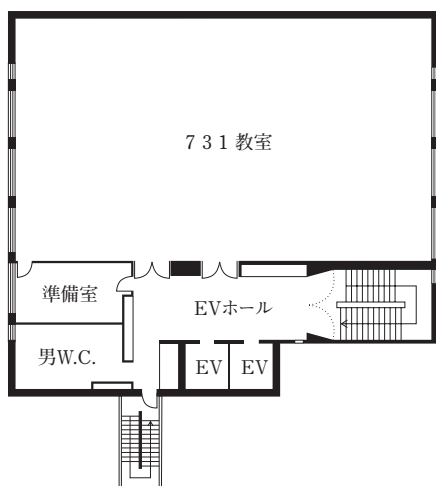
## 1階



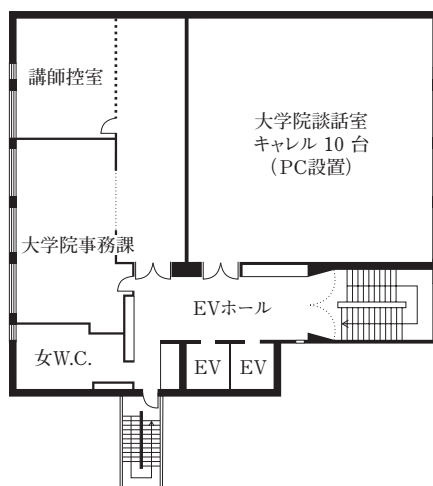
## 2階



## 3階



## 4階

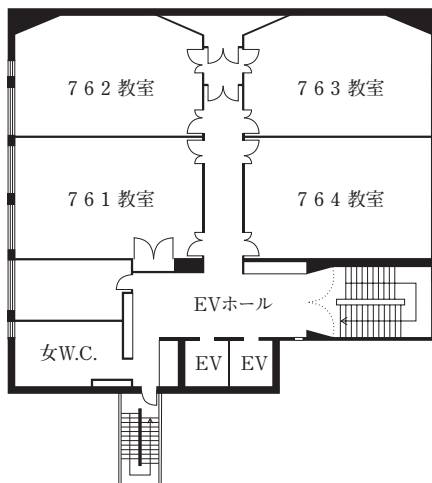


# 神田校舎大学院棟(7号館)

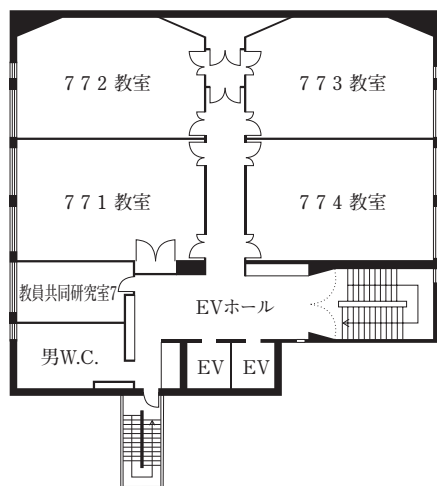
5階



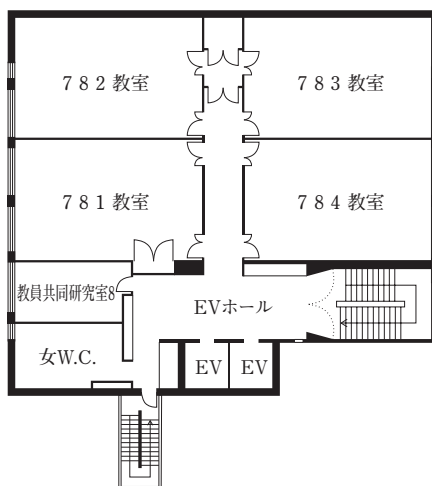
6階



7階

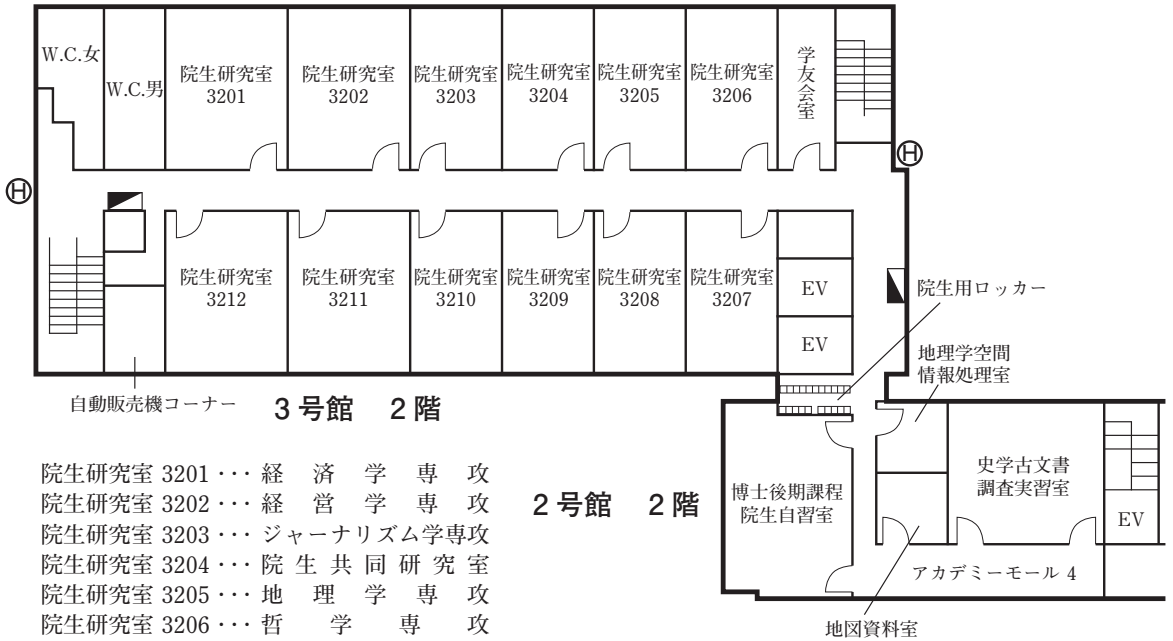
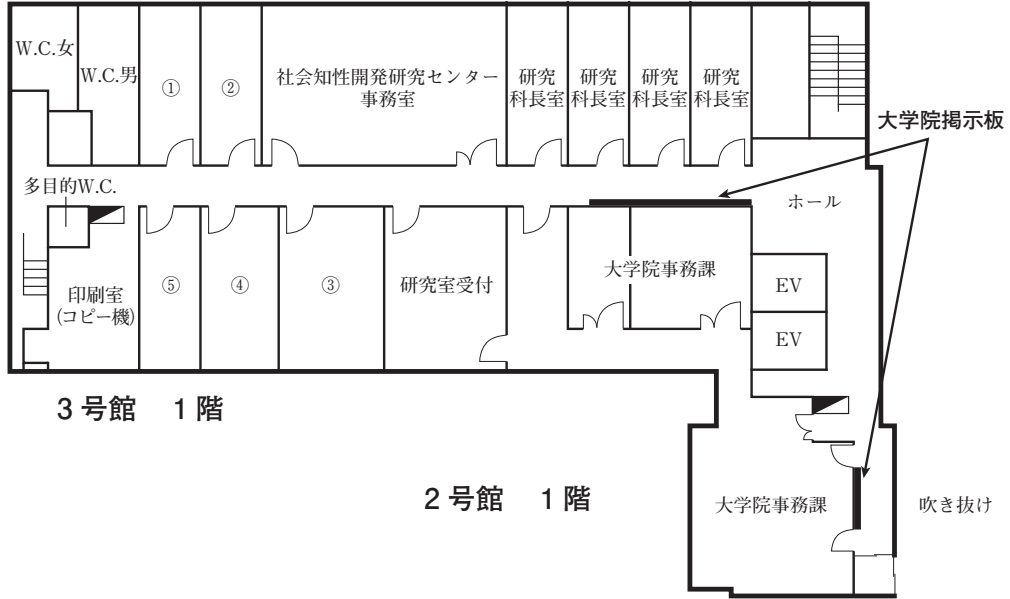


8階



# 生田校舎 (2・3号館)

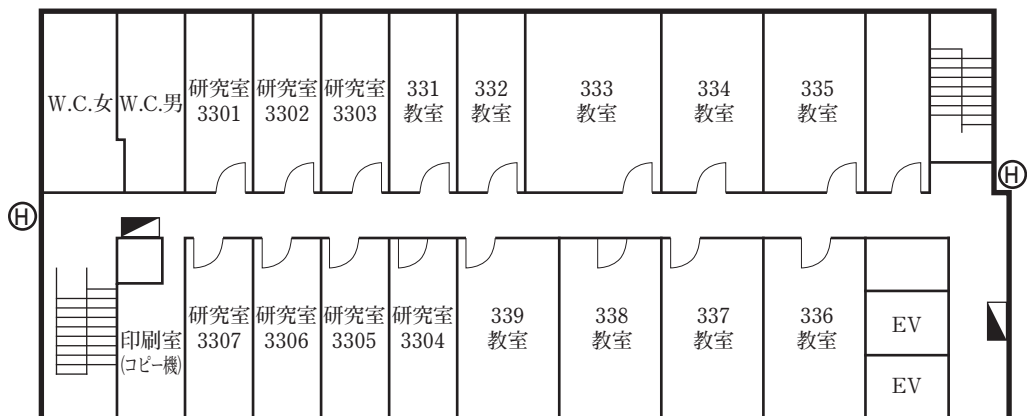
①～⑤：社会知性開発研究センター1～5



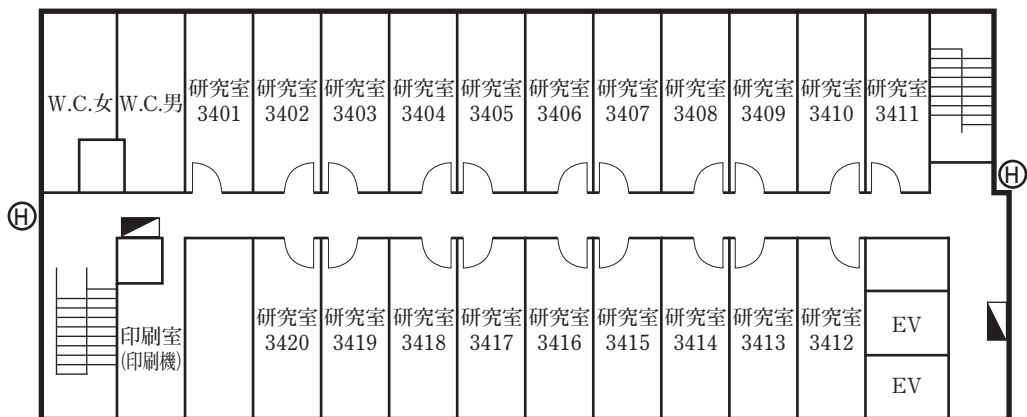
- 院生研究室 3201 … 経済学専攻
- 院生研究室 3202 … 経営学専攻
- 院生研究室 3203 … ジャーナリズム学専攻
- 院生研究室 3204 … 院生共同研究室
- 院生研究室 3205 … 地理学専攻
- 院生研究室 3206 … 哲学専攻
- 院生研究室 3207 … パソコンルーム
- 院生研究室 3208 … 社会学専攻
- 院生研究室 3209 … 心理学専攻
- 院生研究室 3210 … 英語英米文学専攻
- 院生研究室 3211 … 日本語日本文学専攻
- 院生研究室 3212 … 歴史学専攻

消火栓 ■ 避難器具 ㊦

# 生田校舎（3号館）



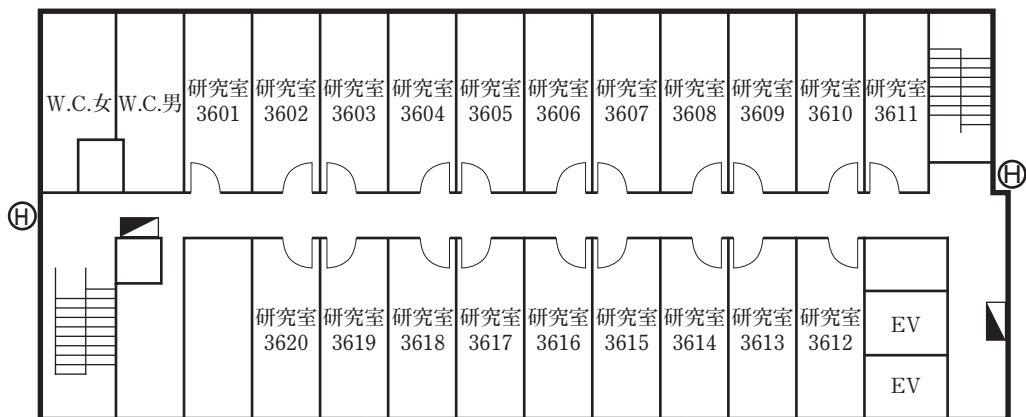
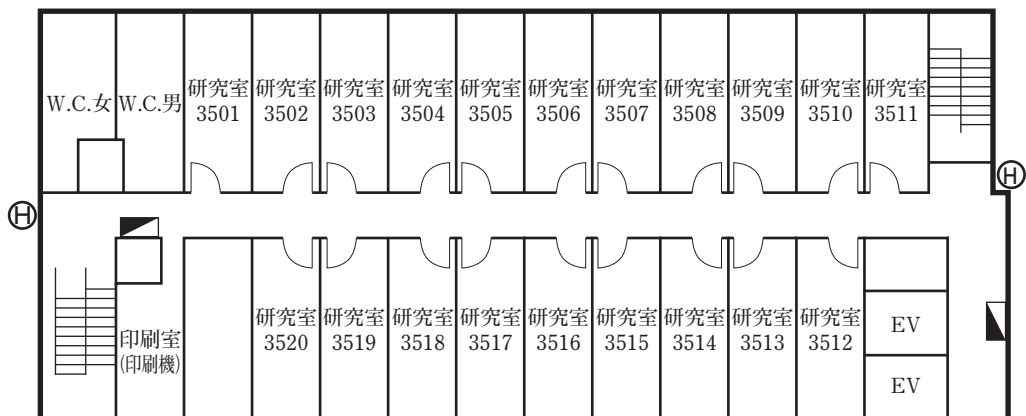
3 階



4 階

消火栓 ■ 避難器具 ㊦

# 生田校舎 (3号館)



消火栓 ■ 避難器具 ㊦

# MEMO

**専修大学大学院事務課（生田校舎）**

〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田 2-1-1

電話 044-911-1271

FAX 044-911-1299

**専修大学大学院事務課（神田校舎）**

〒101-8425 東京都千代田区神田神保町 3-8

電話 03-3265-6568

FAX 03-3265-6375

